

平成22年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成22年6月10日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10番 坂 本 美智代 君
- 11番 原 田 寿賀美 君
- 12番 松 村 篤 郎 君
- 13番 北 尾 潤 君
- 14番 小 田 耕 治 君
- 15番 山 田 均 君
- 16番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
教育長	朝子照夫君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻に御参集いただき、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・原田寿賀美君、12番議員・松村篤郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

6月8日、全員協議会が開催されました。また、議会広報特別委員会が開催され、議会広報発行に向けて協議されました。本町新規採用職員が研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨の届けがあり、許可しましたので報告いたします。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可しましたので、あわせて報告をいたしておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、梅原好範君の発言を許可いたします。

梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 4番、梅原。改めましておはようございます。

それでは、通告に従いまして、平成22年第2回定例会における一般質問を行います。よろしく願いいたします。

まず初めに、防火設備の充実及び強化について質問いたします。

京丹波町発足以降、町内における消防、防災設備の設置状況については、旧町時代からの

整備方針の際による不均衡が心配されましたが、消防団、組織と審議会の答申に基づき、均衡ある施設整備を町の基本方針とされたところです。

基本方針の策定以降、町内各地区に配備されております設備の設置や更新の基準は、どのように決定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃあ、皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

町では、京丹波町消防団組織等審議会の答申に基づき、消防施設・装備の配備、配置を行うための基本方針を定めております。消防車両、消防ポンプについては、京丹波町消防団消防車更新計画に基づき、予算の範囲内において計画的に更新をしていくことといたしております。

また、防災センター、消防詰所につきましては、老朽化に伴い、計画的に新設、あるいは更新する予定といたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 私の知る限りでは、各行政区の要望により、設置や更新をされていると考えますが、町内の各地区を線で結ぶのではなく、それぞれを点でとらえる地区要望に頼った対応であれば、各行政区における防災意識の温度差、または過疎、高齢化に伴う要望手続の困難等により、町内で設置や更新状況に格差が生じ、そして地域間での設備連結に問題が生じると考えます。この点について、基本方針策定後、均衡ある施設整備に向け、どのような配慮がなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員は消防団長なさってますので、非常に詳細御承知の上の質問だとまずお受けいたします。

町内の消防水利については、充足率の向上と均衡ある整備拡充に努めることと、まずいたしております。消火栓、防火水槽については、水道、用地など一定の整備がなされ、かつ地元の負担も必要なことから、地元の理解が得られた上で、消防水利の充足率の低いところから順次整備してまいります。そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） その結果、各地域において安心と安全の格差が生じていることを踏まえ、地区要望に基づく対応はもちろんです。消防、防災設備のうち特にその地形や人口分布に影響を及ぼすと考えられる消防水利、施設等の新設、更新に当たり、個別の地元要求に

対応するだけでなく、現状の把握に基づく充足状況の中長期計画に基づき、時間的、物理的に均衡ある整備を進める考えがあるのか、再度お尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御提案型の御質問ですが、もちろん地元の要望と、そして行政が計画しております計画とすり合わせまして、今後とも均衡ある設備拡充に努めるということでありませう。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） ただいまの町長のお答えによります中長期計画はお立てになられますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今おっしゃってる中長期計画につきましては、あくまで審議会答申に基づいた中長期計画に基づいて今後とも実施するということでもあります。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 広域的な観点から、町内各地の防火体制を整備するには、限定した地域にとらわれることなく、町全体の設備を常に点検、活用している消防団や常備消防組合等からの情報を、また考え方を一定反映しながら、限られた財源の中において、最大限実効性のある整備計画策定と整備に結びつけていく考えはありますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

御指摘どおりでして、そのように今後とも進めていきたいという意味であります。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 続いて、火災時において想定されます主な取水源は何であると想定されておりますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 既にお答えしておりますように、消火栓、防火水槽を想定いたしております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 火災が発生し、延焼した場合や、山林等の大規模火災を想定した場合、防火水槽や消火栓を主な取水源として考えるのではなく、河川等一定水量が確保できる場所を取水源とし、河川への機器搬入路等も含む取水計画を示し、整備すべきと考えますが、その現状と町長のお考えをお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろんそのことも伺っておりました。防火水槽ですと40分ぐらいだとかいうような話、その後、消火栓、その次、自然水であります河川からの給水等が必要になるというふうに私自身も判断しておりますので、そのことを盛り込んだ計画にしていきたいというふうに考えます。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 言い古された言葉ではありますが、災害の発生予知はできません。町長が上げられております安心、活力、愛のあるまちづくりの根幹を形成する重要な事柄であると考えますので、早急にその計画とめどを示し、町民の安心した生活が守れる防火体制の充実に努めてください。

次に、町営バスの利便性向上について質問いたします。

町長の方針により、4月から土曜日運行が開始されましたが、町民や利用者からの声はどのように把握されておりますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに4月から開始させていただきました土曜日運行の利用状況につきましては、平日と比較しますと、全路線とも利用者は非常に少ない状況にあります。しかしながら、特に中学生がクラブ活動で町営バスを利用してくれておりますので、一定の成果があったものと考えております。

利用者の方々からは、また土曜日にバスが走るようになって便利になったというお声も多くいただいていることは事実であります。一方で、土曜日専用の時刻表にされてはどうかなどの意見もいただいているところであります。

今後も、土曜日運行のPRを積極的に行い、平日も含め利用者増となるように努め、必要にまた応じたダイヤ改正等も講じていきたいと、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 土曜日運行に際しての利用実績について、把握されているようでしたらお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からちょっと答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの御質問の土曜日運行の実績でございますが、4月、5月と延べ9日間の運行がございました。4月、5月のトータルで申し上げますと、乗車人

員の総合計が1,626人、うち一般の方が619人、全体の約38%でございます。また、学生等につきましては、1,007人ということで、約62%となっております。

さらに、1日当たりの乗客数でございますが、181人となっております。一般が69人、学生等が112人でございます。

また、1路線当たりの乗客数を見ても、148人、一般が56人、学生等が92人でございます。

さらに、1路線の1日当たりの乗客数を見ても、全体で16人となっております。うち一般の方が6人、学生が10人という状況でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 生徒、保護者からは、町長が実施されました土曜日運行についておおむね歓迎されている声と判断いたします。ありがとうございます。

土曜日運行の目的については、利用者の利便性向上と考えますが、今後において日曜日や祝祭日の運行も検討されるのか、お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃあお答えします。

厳しい財政状況であります。これまでの事業の検証を行いまして、町民の皆様が利用しやすい町営バスの運行に向け、今後も努力してまいります。その上で路線の新設など検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 町内唯一の高校として須知高校がありますが、地元の生徒の進学率は極めて低い状況です。進学率が低迷する原因として、交通手段がないために、わざわざ遠方の他校を選択する事例がありますが、町長はその現状をどのようにとらえられますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに須知高校を大事にまず思っております。須知高校は本町で唯一の高等学校であり、豊かな自然環境と地域に根差した歴史ある高等学校であります。少子高齢化で生徒数が減少し、高校を選択できる現在では、須知高校を取り巻く環境は大変厳しいところでございます。地元の高校で学業やクラブ活動に全力で取り組んでいただくには、その環境を整えることが最も重要であると考えております。一層の教育の振興を推進するため、須知高校生のニーズに合致するような町営バスの運行も検討してまいりたいと考えておりま

す。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 先ほどの質問の中で、利用者や保護者からの声について回答いただきましたが、私のもとには保護者の方より、当たり前のように地元の高校に進学し、中学校から続けているクラブ活動に大きな夢を抱いていたが、須知高校でクラブに入部すると、帰りのバス運行がない。このため子供にクラブ活動をさせてやろうと思えば、毎日職場を早退して送迎するか、それとも他校へ進学させるかの選択になる。自分が須知高校に通っていたころには考えられない現状を知らされて、どうしようか途方に暮れているとの声が届いております。何とも寂しい声に対して町長はどのようにお考えになるのか、お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 厳しい現実だと思います。私の家にも高校生2名いるんですが、クラブ活動している日は送り迎えしているようです。須知高校についてはぜひとも、府立高校なんで京都府教育委員会、あるいは京都府行政とうんとすり合わせをしまして、できるだけ在校生のニーズにあったバス運行になるように努力してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 1つの提案として、クラブ活動終了時刻の午後7時ごろに須知高校からJR下山駅までの町営バスを運行すれば、生徒の安全確保とともに、保護者の負担が大きく軽減され、さらには須知高校の活性化につながるものと考えます。もちろん実現するには多くの課題が生じることは承知しておりますが、この提案に基づく具体的な対応を検討される考えはありますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 承知の上での御質問ですので、私も精いっぱい検討してまいりたいと、そのように考えます。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 続きまして、町政懇談会の開催について質問いたします。

町長は、今日までの取り組みの中で、施政方針や議会における発言どおり、住民の意向を尊重した取り組みを実施されてこられました。

また、できる限り地域に向いて、住民と近い距離での意見交換のもと事業策定や課題の解決を実行される町長の姿勢に、町民は閉塞感の中にもありながらも、現町政に大きな期待を

寄せております。

昨年ですと、間もなく町政懇談会の時期となりますが、実施時期や会場、そして内容など具体的開催方法についてお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

本町行政の推進に当たりましては、町民の皆さんとの対話を掲げ、取り組むことといたしております。その説明責任を果たすことや、広く地域の皆様の御意見を聞く機会を持つことは極めて重要であると考えて、まずおります。

そこで、本町では、地域支援のあり方を模索し、地域と行政が連携する新たなシステム構築を目指しているところでありまして、より実のある懇談の場とするために、現在再検討を行っているところであります。

開催方法と詳細は決まっておりますが、現在、懇談会開催単位や懇談内容の希望などの意見を聴取するべく、各区に対して事前アンケート調査を実施しているところであります。

6月中に回答が出そろい予定となっております。

その後、その意向を分析、調査した上で、町政懇談会の開催方法や内容について決定することといたしてございまして、今後の公聴システムの充実を図ってまいり、そういう考えでおります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 昨年12月議会の一般質問において、寺尾町長から町政懇談会の開催方法など工夫するという回答をいただきました。今後十分検討いただきまして、より効果のある開催方法を模索していただきますように、よろしくお願いします。

続きまして、来年度より統一料金として改定が予定されております下水道料金について質問いたします。

本年4月からの水道料金の統一に際し、前町政においての既決案件であるにもかかわらず、説明不足を感じられた町長は、値上げの対象となる地域に対し、再度の説明会に連日回られました。この事実に対し、私は心からの敬意を申し上げるところです。

町長はさきの施政方針において、今年度早々より新料金体系を構築し、来年度より実施すると表明されました。下水道料金の統一は、値上げとなる地域にとって、テレビ視聴の有料化、水道料金の値上げに続くさらなる公共料金の値上げとなり、大きな負担を課すものです。今日まで町長に寄せられました町民の期待を後戻りさせることは許されません。そのために

は、決定までの過程において、その必要性と新体系に至るシミュレーションを公開、説明し、地域住民と重ねる十分な意見交換により進めることが必要不可欠です。住民と行政が相互に理解し合い、手を携えた公共料金の統一を目指した上での、下水道料金改定に向けた具体的な方策をお答えください。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御指摘のとおり、平成20年10月に京丹波町公共料金等審議会から公共料金等の適正なあり方について、受益と負担の公平性と町の一体性の観点から、できるだけ早期に料金体系を統合するべきであると答申を受け、平成23年度からの料金統一に向け、現在準備を進めているところであります。

料金改定に当たっては、下水道利用者の皆さんに十分な御理解をいただいた上で実施する必要がありますことから、別途説明会を計画いたしております。その方法等につきましては、今後検討していくということですが、先に懇談会等も含めていろいろ検討しております。実施計画が決まりましたら、まず議員さんに御相談して、まず議員さん、そして区長さんに相談して実施していきたいと、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 合併協議会における行政再編に向けた協議事項、また、それを受け協議されました公共料金等審議会の答申内容につきましても、公的な手続のもと、よりよき京丹波町の将来像を見据え、決定された尊重すべきものと考えます。その方向に向け、行政がひとり歩きすることなく、また住民が無関心や後ろ向きになることのないよう、最大限効果のある住民説明会の開催方法を検討いただきますように、よろしく申し上げます。

最後に、支所機能について質問いたします。

町長の公約として支所機能の強化を上げられましたが、新年度の組織再編や人事異動などでその公約実現に向け、どのように対応されたのかお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 支所機能についてのお尋ねでございます。本年4月から企画政策課内に地域支援室をまず設けまして、各支所に配置している地域支援担当職員と連携しながら、地域づくりを支援するために取り組んでいるところであります。

正確にお答えしておきます。増員はしてないんですが、今申し上げたとおり地域支援室を設けて、支所の支援担当職員と連携を深めて、頑張っているということでもあります。

なお、人員配置につきましては、適材適所の配置といたしておりますので、行財政改革を進めることもまた一方重要であり、今後とも効率的な組織運用を図るとともに、住民相談機

能の向上など住民サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 瑞穂地域や和知地域の方々、身近な問題の相談窓口として各支所を利用されておりますが、その際要望や相談内容を本庁に問い合わせ、対応することが多くあります。本庁と支所の役割分担はどのように決められておりますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

本庁と支所の役割分担及び決裁権限についての考え方につきましては、現在のところ現状のとおり執行していきたいと、まず思っております。その上で、確かに今、一々本庁に相談しているかも知れません。電話よくかかってくるので、あるいはすぐに支所長が要望者と一緒に来てくれることもあります。そういうことで、決裁権限については現状のままいきたく思っておりますが、できるだけ町民の要望事項即決できるように対処していきたい、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 支所機能を強化させるためには支所に一定の決裁権限を持たせる必要があると考えます。現状のままの考え方で今後支所機能が強化するとお考えですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

現状で機能していると実を言うと思ってるんですね。したがって、一層連携を深めていくということに尽きると思います。すぐ連絡くれますので、きょうび携帯電話でそれでよいかというふうに言うてます。

あるいは、支所長の実質的には判断で、事後報告というのか、こういうふうにしました。よろしいかということもあったりして、連携を深めるということに尽きると思います。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 今後において支所機能の強化に向け、さらに役割及び決裁権限を現状のまま、あるいは整理しながら運用していただくのか、一定その方向性が決まっておれば御説明いただきたく思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 権限については繰り返し申し上げます。現状でいきたいと思っております。ただし、常々町長就任以来言うてます。自分、支所長あるいは管理職が決断したこと、

そのことに責任を持つと、多分町長を信頼していろいろな要望を受けているというふうに承知しています。連携を一層深めるということで御承知願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 梅原好範君。

○4番（梅原好範君） 町長の公約として上げられました支所機能の強化が、行政再編後の地域住民にとり、地域活性化の拠点となるとともに、活力あるまちづくりにつながりますように取り組んでいただけますことを要望し、これを持ちまして私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、横山勲君の発言を許可します。

横山勲君。

○1番（横山 勲君） 皆さん、おはようございます。

早速であります、平成22年第2回の京丹波町議会定例会におきます一般質問を先に通告いたしました通告書に基づき、道路整備などにつきましてお尋ねをいたします。

最初に、寺尾町長におかれましては、就任以来、町長が目指されております安心のあるまちづくりに、活力あるまちづくりに、そして愛のありますまちづくりに精力的にお取り組みをいただき、また、京丹波町のホームページにも町長室のページを開設いただいております。更新がされますたびに町長の思いが、願いが掲載され、期待を持って読ませていただいております。今後ともひとつ継続をいただきますようお願い申し上げます。

また、私はたびたび質問とお尋ねをいたしておりましたふるさと納税の関係でございますが、先般もお尋ね、お聞きいたしますと、5月末には東京で毎年開催をされています須高の同窓会に町長みずから出席いただき、PRをいただいたようでございまして、私の知人からも町長にエールを送る言葉が届けられておりましたので、御報告を申し上げておきます。御苦労さまでございました。

さて、若者が定住いたします条件整備であります道路整備、京都縦貫道を初めとして大型のインフラ整備を進められるにつきましても、感謝を申し上げたいというふうに思うわけですが、しかしながら、本町を南北に走っております国道9号あるいは27号、これ京丹波町の大動脈であるわけですが、交通の要所ではありますが、町民にとりまして安全性が確保されておるかといいますと、残念ながらその条件は整っていないと、このように考えておるところでございます。

昨年6月議会におきましても、一般質問で一部質問をいたしました。引き続いての質問となりますが、お許しをいただきたいというふうに思います。昨年の11月に新たな執行体

制となりましたことから含めてお尋ねをしていきたいというふうに思います。簡略に的確なる御答弁を求め、質問に入ります。

最初に、国道9号の交通安全対策に係ります状況についてお尋ねをいたします。

平成13年の2月にさかのぼるわけではありますが、当時の丹波町より町長、議長、地元議員が京都国道事務所の七篠所長を訪ねて、国道9号の安全対策の実施について陳情書を出し、改善についての要望活動がされております。

その後、丹波マーケスの会議室におきまして、京都国道事務所の交通対策課の前重課長を初めとして、本町の当時の理事者、議員、関係区長など関係者を交えて協議がなされております。

その内容は、国道9号の観音峠の下より京都縦貫自動車道の間について、国交省から概略の設計図面にに基づき交通安全対策について説明会が持たれ、協議がされたものであります。

少し御紹介申し上げますと、まず第1点目が、峠下の町道新水戸大谷線より町道新水戸東西線の間、95.6メートル及び町道新水戸東西線より消防詰所付近の間、236メートルについて交通の安全を図るというものであります。また、新水戸東西線の国道9号の乗り入れが、いわゆるV字型になつたものですから、これを改良するといったものであります。

2点目といたしましては、京丹波水戸交差点、町道水戸六呂線より府道篠山京丹波線の間、105メートル及び府道から下り150メートルを改良し、右折左折レーンを設ける。あわせ府道進入口を改良して、出入りのスムーズを図るという内容でありました。

3点目は、国道竹野口から京都縦貫道の間歩道の未設置区間の歩道を設置するといった内容であったとお聞きをいたしておりました。当時の関係資料などを含め私も調査をし、確認をしているところでございます。

席上、国交省より、すべての安全対策を一挙に実施することはできないので、これら3項目について優先順位をつけてほしいとの申し入れがあり、地元として協議をされ、峠下については、当時地元住民の3名の方が国道横断中に、走行中にお亡くなりになつた。

あるいはまた、同じく新水戸のいわゆる金福寺の信号付近を加えますと2名の方が、合計しますと、あの間5名の方がとうとい命を交通事故により失われておるということにかんがみ、最優先の課題として決定され、要望がされ、後日の8月のもう26日には、新水戸区長様のあっせんによって、京都市内、これ嵯峨の住人ではありますが、土地所有者を交え協議がされ、あわせて土地住民に対する説明会を開催されるなど、準備が、取り組みが始められていたと聞き及んでおります。

その後、何の進展もないままに時を経過しておりましたので、私、横山勲自身も19年1

0月15日に京都国道事務所に赴き、岡本交通対策課長様を初めとして、管理第二課の伊藤課長を交え、事の内容と早期の事業着手を要望いたしました。席上、国交省より調査の上、町当局とも協議して回答したい。また、地元の御協力もお願いしたいということでありました。

翌日の16日、本町の担当課に資料を添え、国交省との話し合いの内容の報告とあわせ、国交省からあるであろう回答の報告、交渉の依頼とあわせ、早期に交通安全対策の実施についての取り組みを要望したのでありますが、昨年5月末までに何ひとつ報告をいただくことができておりませんでした。もちろんその間にも、本町の担当者には再度にわたり確認をいたしておりましたが、悲しいことに回答をいただくことができませんでした。

このような取り組みは、議員活動の一環として地域住民を代表しての活動ではありますが、なぜ無視をされたのか、報告がいただけなかったのか、残念でなりませんので、昨年6月の定例会で一般質問として取り上げ、質問をいたしました。本町より正式に陳情書が出され、さきに申し上げたとおりの説明会や協議もされ、当時の産業建設常任委員会でも質疑と協議がされ、その委員会の議事録も調べましたが、具体的に峠下については、近く地元にも概略図面をおろして説明をしていくという答弁も、協議も産業建設常任委員会でもされております。

また、先ほども述べましたとおり、5名ものとうとい命を奪った場所でもあります。合併によりまちの姿は変わりましたが、13年2月以降の本町の取り組みとしては、当然のことではありますが、新町に引き継がれているわけでもあります。こうした状況について、地域住民を含めて不信感をつのらせておりますが、お聞きをいたしますと、ことしの4月には町長みずからが京都国道事務所に出向いていただいて、小林所長様に町民の熱い思いを願いを届けていただいたということ、実はこれも国交省から聞いたわけですが、これら国道9号の3項目の交通安全対策整備について、現状と今後の計画について、まず最初に町長にお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと参考が書いてありまして、今横山議員が御指摘なされた経緯のとおりだと認識せずして、お答えをいたします。

平成21年の第2回定例会で御質問があり、その後、12月にも京都国道事務所を確認し、年度内に実地確認を行い、概略でも検討したいと回答をいただいておりますが、実際にはその後の回答はなく、平成22年4月に京都国道事務所長に面談をいたしまして、国道9号の安全対策について要望活動を行いました。

その後の連絡により、本年夏ごろには平成14年ごろに検討されました資料をもとに、修正設計業務を行い、年度内、年内目標であります。案を作成し、町に提示したいとの連絡を受けており、いましばらく時間が必要とまず考えております。無視されたという思いは確かに抱かれたことだと思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） ただいま御答弁いただきましたように、そうした方向で詰めをいただいております。よろしくお願ひ申し上げたいと思いますが、今後の対策といたしますか、早期に、先ほど申し上げました3項目について一日も早く実施をしていただくことが大切でございます。

国交省ということでの動きについて御答弁をいただいたわけですが、今後の計画等について、町としてどのような対応で臨むのか、町長の答弁を再度お願いします。

それから、2点目として、これは関連質問になるわけですが、国道9号の観音峠下の町道の新水戸大峠線という道路が走るとるわけですが、実は5月27日、5月7日、大雨が降りまして、その雨降りのときには町道に実は落石が発生をいたしました。

実はこれらについては、担当課にこうした写真を添えて報告をしとるわけですが、まとまった雨降りの場合には、あののりから落石が実は発生しとるわけですが、これは危険の上ないというふうに思います。写真でもありますように、民家の極めて近くでもあります。車両の通行があるところでございますので、ぜひひとつ国交省に現在話をさせていただいておりますが、現況について把握いただいておりますならば、お尋ねをいたします。

それから、3点目として、京丹波水戸交差点でございますが、府道篠山京丹波線から国道9号へ大型車両が左折をいたしますときに、非常に困難でございます。昨年9月に上り車線の停止線を7メートルでございますか、下げていただいたんですが、今なお左折が困難な状態であります。

ことし2月3日に機会がありまして、京都府南丹土木との協議をいたしておりました折、府としてもそのことは認識しとるんだと、今よりも停止線を10メートル下げる必要があるということ京都府がおっしゃっておりまして、いろいろ京都府としてもシミュレーションをとっていただいております。そして地元区としても公安委員会に対して要望してくれというようなお話も出ておりましたが、こうしたことについて町として理解がされているのか。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

今、横山議員がいろいろ御指摘いただいたとおりの陳情、要望活動しました。いろいろ机の上で小林所長と議論しておったといえ、インターチェンジまでの横断歩道についても、山側が無理であれば一たん横断歩道つくって、ちょうど福知山のほう向いたら左側でもよいというような話も具体的にしました。

あるいは観音峠から新水戸におりてきたところも、きちっとした交差点にしたいのなら、町も協力して町道の一部変更してもよいというようなあたりも譲歩しました。篠山から出てきたところ、大型車が非常に多く利用していると、その際両側とにかく使って出ないと出られないという現状についても議論しました。その際、所長は一度現地行って、改めて提案したいという回答でありました。しっかり回答を待ちまして、また協議をしていきたいと、ほっとくんだりなしに、必ずこのことを実現するように、頑張っていきたいという思いであります。

残余は担当課長から答弁させます。

あるいはがけ崩れ起きてるところも、新しい区長さん、安井君が1回見に来てなという話がありましたんですが、まだ私行けてませんので、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 新水戸大峠線の落石の件ですが、議員様より御指摘受けまして、また写真を撮っていただいて、後、出張所なり、京都国道事務所のほうに報告させていただきまして、そののり面の用地の境界等についても確認しまして、のりの中腹までが国土交通省、その中腹から下が町ということになりますので、浮き石等の除去の対策についてはどうするかということ今検討をしている最中のございまして、まだ対策をどうするかという点までには至っておりません。

ただ、浮き石等が存在するのは、国土交通省にも見ていただいておりますので、その対策について、できるだけ早い時期に町としてどうするか、また国土交通省としてどうしていただくかということを決めていきたいというふうに考えております。

次に、京丹波篠山線との交差点の部分なんです、その部分につきましては、間口が当然狭いので、国道の停止線だけを下げるということはできませんので、府道と国道とを同時に改良していただけるようなことを、町のほうも含めまして検討していきたいというふうに考えておりますが、まず最初に、今、京都府の府民公募型ということがございますので、それを公安委員会、警察署のほうに交差点の安全のために交通安全規制のほうに対して要望のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） いずれにしましても、今答弁いただきましたことをさらに強力に実施いただきますように要望をいたします。

2点目として、21年の第2回定例会の一般質問に対する答弁以降の町の取り組みについてどうであったのか、お尋ねいたします。

町の執行体制は昨年11月に寺尾町長へとかわっておりまして、前体制の取り組みを今指摘しても失礼とは思いますが、行政は継続されるものであり、責任を持つものであると理解をいたしますので、恐縮ではありますが、お尋ねをいたします。

当時の一般質問に対する御答弁の内容は、まずは、21年度中に要望箇所の現地踏査を実施し、整備の優遇について何らかの回答をする。5名ものとうい命を奪った非常に危険な箇所であり、優先順位を上げていただく取り組みを、京丹波町としてさらに要望を続けてまいりたいとの答弁に加え、再質問の答弁で年数も経過しているので、正確な記録も残っていない点もあり、仕切り直しという面もあるかもしれないが、ぜひこの機会に国交省と再度見直しをしていただいて、速やかに改良をお願いしてまいりたいと答弁いただきました。

町長、いいですね。その後、当然国交省と精力的に要望協議をされることと期待を、熱い思いをいたしておりましたが、何の動きも感じられませんでしたことから、昨年10月15日以降の経過と、早急な改良要望のために、10月19日に再度私、京都国道事務所へ安全課の柿本課長を訪ね、要望協議をいたしました。

席上、柿本課長からのお話では、町の担当者より、昨年5月に電話で問い合わせがあったが、国交省としての要望は受けているが、財政状況は厳しく検討すると回答した。また、現場踏査は考えていないし、今のところ町からの要望、協議はない。

いいですか。まあ車で走っても、現場踏査に当たるのかといったそっけない答弁でありました。私から19年10月に要望いたしました記録資料などに基づき、本件にお尋ねいたしましたところ、所長、副所長とも協議をして検討したいということでありました。

さらにまた、年が明けましたことしの1月12日、再度国交省京都国道事務所の柿本課長を訪ねて、昨年10月19日の答弁協議内容について再度の要望協議をいたしましたところ、平成22年度中には測量と図面をつくりたい。これに基づき概算金額の算出と予算要望を前向きに、また事業化に向けていきたい。

しかし、最後に要望は数多く受けるが、各自治体の担当者か首長が主体であるが、町の議員が直接のケースは極めて少ない。今後は町を交えてお願いをしたいというお話もありまし

た。

その後も、ことしの2月24日、観音峠の北口付近の樹木が伐採されたことに伴い、交通対策課の管理第2課を訪ねて、早急にガードレールなどの交通安全対策を求め、あわせてことし1月12日の協議内容、内容は先ほど申し上げました。22年度中には測量と図面をつくっていききたい。これに基づき概算金額の算出の予算要望を前向きに、事業化に向けていききたいとした内容の協議録を渡し、再度の確認をいたしました。

ここで、実は町長にお尋ねをしていききたいと思うんですが、町長。21年6月定例会の一般質問に対する答弁以降の町の取り組みはどうであったのか。答弁をいただきましたその内容について、当然町は責任と実行を求められるわけですが、ただいまも時間を長く経過を含めて、申し上げましたが、町としての動きはどうだったんだろうか。

先ほど御答弁をいただきましたように、4月には、町長から要望、要請を取り組みいただいたとはお聞きしたところでありますが、答弁では、現地踏査を実施し、整備の有無について何らかの回答をするという答弁。この答弁はだれに回答していただいたのか。当然私が質問しましたら、私だというふうに私は理解しとるわけですが。

また、そうした内容は何であったろうか。さらにそれまでの間、11カ月経過しとるんです。その間何の強力な陳情要請も、国交省側の説明を私聞いてます範囲では、全然されてない。議会答弁というのは何であるのか、不信感を募らせておりますが、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 21年の経緯については、担当課長のほうがよく知ってるんで、また後ほど答弁させたいと思います。

21年11月20日以降の御質問については、いろいろ答弁したことについて責任を持っていききたい。それ以前についても持っていききたいという気持ちではおります。そうした前提で、今横山議員が御指摘なさった経緯については、担当課長から大体伺っております。できてないとか、できてるとか、あるいは間もなく現場踏査、いわゆる国交省の京都国道事務所所長がそう言われました。なるべく早く現場踏査して、そして新しい図面をつくって、町に協議を申し入れたいということでありました。

ただ、すぐそのことを実行するというのは難しい面がありますよという話、ありのまま言うときます。そういう話もありました。それであったとしても、できるだけ早く、そうしたこちらの地元要望に対して国交省として受け付けて、図面化してもらおうということは大事なんでということを申し上げました。もう一回だけ言うときます。それに対して町道変更を含む場合は、町は全面的に協力しますんで、ひとつよろしく頼みますというふうに要望しまし

た。

残余、担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまの御質問の21年の第2回の定例会以降の取り組みということなのですが、21年の第2回定例会以前、4月に、私9号線の交通安全対策については、平成13年以降のことにつきましては昨年まで存じ上げてませんでしたので、その事実について京都国道事務所のほうに4月に出向きまして、確認をさせていただきました。

そして13年以降はどうであったのかということも確認した後に、昨年の第2回定例会で回答させていただきましたように、昨年度、平成21年度中に現地を確認して、どういったことができるかということ、何らかの方向性を町のほうに提示するというございだったので、定例会以降、電話での確認になるんですが、その後現地を踏査、いつ、どういうふうにということで2回、3回にわたりまして確認をしましたが、結果的に昨年度は何の提示も受けることができませんでした。それで、先ほども町長が申されましたように、本年度4月になりましてから、町長に再度要望のほうに行っていたという経過でございいます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） いずれにいたしましても、このことを申し上げましてもせんないことではございますが、私自身、経過も含めて町のほうから答弁といいますか、回答をいただいた覚えがないものでございますので、一般質問でやらんことには回答してもらわれへんと、こんなことでは非常に課題があるだろうと、こういうふうに思います。

ひとつよろしくお願ひ申し上げて、あわせて平成22年度中には測量と図面をつくりたい、これに基づいて概算金額の算出の予算要求を前向きに、また事業化に向けていきたい。こうした実は答弁を具体的にいただいております。議事録のほうについては必要でございましたら、後日、担当課のほうへまた提出をいたしますので、そういうことも糧にしながら、町長からは強いそうした取り組みの様子もお聞きいたしましたので、前向きに取り組んでいただきますよう、お願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。

国道27号の交通安全対策についてお尋ねいたします。

最初は、旧高原小学校より町道の蒲生野高原西線までの間、約700メートル程度だろうと思いますが、これの国道27号沿いの歩道設置と国道27号の横断歩道の設置についてお

尋ねいたします。

この区間も含めて国道27号の西側といいますか、左側には歩道も設置され、安全に通ることもできるわけですが、国道の東側、いわゆる和知方面に向かって右側ですが、歩道もなく極めて危険な状態であります。今は丹波ひかり小学校に通学いたします児童は蒲生野の5班の通学生が13名、同じく通学班6班の通学生が17名、合計して30名の多くの児童が、いわゆる昔の開拓ルートですが、現在は町道蒲生野高原中央線を利用して、旧高原小学校の前を通過して、この信号横断しての通学をしておりますが、付近の住民、子供も含めてであります、国道の東側より西側の歩道に向け、左右安全に気を使いながら27号を横断している姿をたびたび見かけます。

とりわけ蒲生野中学校の生徒は、多くが通学用にも通行車両の多い中を、27号を駆け抜けて横断をして、西側の歩道を経由して蒲生中まで通学をいたしております。

また、町道蒲生野高原西線や蒲生野高原団地線付近の国道は、坂道でございまして、昔から言う競馬坂でございまして。急なカーブとか、さらに極めて見通しが悪く危険きわまりない状況のもとで日々の生活が、また生活の中での国道の横断が続いております。とりわけ下山バイパスの完成に伴い、交通量が大幅に増えております。

そんなこともありまして、私も昨年の12月10日に、国交省の福知山河川国土事務所の中村副所長さんを訪ね、これらについて要望をいたしておりますが、これらの設置と交通安全についてどのように町として認識されているのか、まず最初にお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御質問どおりの状況になっております。まず、国道27号の旧高原小学校付近から町道蒲生野高原西線の間には、現在下り車線側に歩道があり、登り車線側の歩道については未整備となっております。将来的に町道蒲生野中央線の道路整備も計画いたしておりますので、町道との取り合いなども視野に入れながら、国道27号との交差点整備や右折レーン、歩道、信号機設置等、総合的な整備がまず必要だと考えております。

今後におきましては、地元関係者また地権者にも御協力をいただく中で、検討をさらにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） 町長から御答弁いただきましたように、さらに強く国交省へ要望、要求をいただきますよう求めておきたいというふうに思います。

関連してちょっと質問させていただきたいと思いますが、これは教育長さんにお尋ねをし

ていきたいと思いますが、実は今申し上げておりましたように、児童、いわば通学班の児童は30名であります。この30名は現在の町道蒲生野高原中央線を利用して通学をしております。その間、約120メートルほどであるだろうと思いますが、舗装がされておらずで、でこぼこだらけであり、常に水がたまったような状態の中を通学をされておまして、また草も両わきから生い茂ったような通学路になっておりますが、どのような実態なのか、教育長、ぜひ一遍、一度現場踏査といいますか、現地確認のお願いをいたします。教育長の通勤路の横であるだろうというふうに思うわけですが、果たして児童のこれらの道路がふさわしいという道路というふうに教育長として認識されておるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、町が管理する町道でございますので、早急な舗装工事などの実施を求めますが、いかがでしょうか。これは町長に求めておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど横山議員さんからの質問でございますけれども、先ほど来お話がありましたように、現在、丹波ひかり小学校の児童が町道蒲生野中央線を通りまして、13名プラス17名ということで、30名の児童がそこを通学路として通っているのを承知をしております。先ほど御指摘のありましたその通学路につきましては、一部舗装等ができてない状況を聞いておまして、雨の日なんかは少し足もとが悪いというふうには聞いております。

また、学校現場から十分お話を聞かせていただき、また保護者等の話も聞かせていただきまして、また子供たちの通学につきまして非常に不便であるということでございますら、関係課と十分調査させていただいて、対応させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 通学路になってます町道、特に大事なんで保守管理しっかりやっつけていきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） 通学路のため、30名からの児童が通学いたします道路の中で未舗装があつて、でこぼこ道路というの恐らくほかにはないだろうというふうに思います。ぜひ調査をいただいて、早急に改善を求めていきたいと思っております。

次に、2点目として、町道蒲生野中央線と蒲生野高原中線との国道27号の交差点付近の

改良についてお尋ねをする予定でございましたが、先ほど、町長のほうから当然27号の拡幅は避けて通れない、こういう御答弁をいただきましたので、割愛をいたしますが、関連して、これも今先ほど町長のほうから町道蒲生野中央線の道路改良計画をしようとしたと、いわゆる9号から27号結ぶ道路でございますね。こうした御答弁をいただきましたので、具体的に把握していただいておりますら、ちょっと御答弁をお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長就任前からこのこと非常に地元から要望がありまして、よく承知しておったんですが、就任しましてすぐ当時の田端参事に聞きました。そしたら、こういうことを答えとったと思います。「町総合計画や都市計画、マスタープランにおいて町道蒲生野中央線の整備を計画しております」と答えてくれたんですね。

それに伴う国道9号、自然公園前ですが、と国道27号の交差点改良が必要となってくることから、今後、国、府と連携し、右折レーンや歩道設置、または信号機設置等を含め、総合的に整備が進められるよう、各関係者と調整していきたいというふうに私、就任して考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） 一日も早い改良整備いただきますことを要望して、次の質問に移ります。

次に、町道井上堂山線と町道井上川原線を結びます国道27号の交差点付近の横断歩道の設置についてお尋ねをいたします。

富田地内の丹波ひかり小学校に通学いたします児童は、町営バスを利用しての通学をいたしておりますが、堂山地域から通学いたします児童は、町道井上堂山線より国道27号を横断し、町道井上川原線を経由してバス停まで向かい、丹波ひかり小学校に通学いたしておりますが、横断いたします付近には国道の横断歩道がなく、やむを得ず左右の安全を確認しながら、朝のあのラッシュ時の交通量が非常に多い国道を、それこそ命がけで横断しての通学を毎日繰り返しておりますが、危険きわまりないことであります。

もしも、事故でもありますと考えますとき、通学路として国道を横断いたしますことを町は黙認といえますか、認めている以上は、事故がありました場合、当然その責任は町として免れないものと考えますが、こうした事態についての認識について、まず教育長にお尋ねをいたします。

また、地域の住民の皆さんも日々国道を横断しての生活を余儀なくされておりますが、あ

わせて町長に横断歩道の設置などの安全対策について必要性の認識と、国に対して強く要望活動をしていただいとるというふうに思うわけでございますが、理解をいたしておりますが、状況についてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 御指摘の国道横断箇所につきましては、保護者の皆様の御心配はもとより、その危険性につきましては十分承知をしております、学校教職員や地域ボランティア、通学安全見守隊の方々による通学時の安全確保、PTAの皆様による飛び出し坊やの看板設置など、関係者の御協力も得まして、通学の安全確保に努めてきたところでございます。

さらに、一方では、国土交通省や平成21年度府民公募型安心・安全整備事業へ、信号機及び横断歩道の設置を提案するなど、関係機関に強く要望してまいりました。

このような中、本年3月末に府民公募型事業が採択されまして、22年度に入りまして、京都府公安委員会において信号機及び横断歩道の新設が決定されたところでございます。

今後の予定であります、府警本部交通規制課によりますと、今月中に設置業者を決定し、8月中には設置を完了したいとの回答を得ておりまして、道路横断の安全な確保に向けて、今準備が整いつつありますことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） 今も御答弁いただきましたように、危険性のまず認識を示していただきましたことと、本件は地元の富田区を初めとして丹波ひかり小学校のPTA等々含めて強い要望が出されておったところでございます。この8月中にも設置完了するというお話を承りまして、どうぞそれまで事故のないように祈るばかりでございますが、それまでの間、通学路の変更といたしますか、通学用の町営バスの運行の経路の変更といたしますか、バス停の変更といたしますか、それをしてでも交通安全を図る必要があるのではなかろうかなと、あと4カ月余りでございますが、そうした意思、感覚についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど御答弁をさせていただいておりますとおり、それぞれ地域の皆さん方や、またPTAの皆さん方にいろいろ御協力を得まして、児童・生徒の安全確保について御支援、御協力をいただいております。あと少しの期間ではございますけれども、十分子供たち、また学校教職員にも指導させてまいって、特に信号機ができるまで、さらに十分注意をして登下校するようということ、指導を徹底してまいりたいというふうに思

っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） 最後に、京都府の府民公募型事業についてお尋ねをいたします。

先ほどからも、安全対策についていろいろ御答弁の中でも出ておったところではございますが、この事業は京都府が管理いたします道路や河川におきまして、従来の事業手法に加え、直接府民より改善箇所を募集し、審査委員会に事業実施場所の決定を頼むとして、昨年の21年から実施された事業であり、昨年はたしか事業規模で60億円程度であったと思います。府民から直接的に、いわゆるバイパスのように京都府が公募するシステムになっており、町を通じた要望は、昨年度に引き続き、ことしはあくまでも暫定措置としての運用であるというふうに理解をいたしております。

従来までは、集落内の事業活動について区長さんを中心として、個人の意思でなく、それぞれの区民の皆さんの話し合い、合意のもとにそれを決定し、町に要望、要請をする手法で集落機能が保たれ、集落内の自治を保ってまいりましたが、昨年からは京都府が直接にいろいろ要望を聞き、事業が実施されるわけでございます。

こうした事業手法は、従来の集落機能そのものの根底から崩す、崩壊する要因となるのではないのでしょうか。町そのものの事業執行について、その町の役割と機能についても問い直し、あり方を問い直されなきゃならない、そんな京都府の事業手法ではないのでしょうか。それぞれの地域におきまして、中山間地の支払い制度だとか、農地、環境、水などに対する事業実施について、集落内ではそれぞれ協議がされ、集落機能を集落住民の合意のもとに事業が実施をされております。

本町も、住民自治組織によりますまちづくりを基本として、元気な地域を協働を基本として進めておる最中でもあります。こうした取り組みは、こうした不均衡型事業は、こうした町の取り組みさえも危うくする可能性がまた片っぽではあるでしょうが、集落の区長には何の連絡もなく事業着手をされる、そして集落では事業完了後になってからわかる、こんなことでいいのでしょうか。

聞きますと、21年度に実施されました事業には、特定の府民のお手がらみみたいな事業もあったやに承っております。京都府の制度でありますので、大変恐縮であります。これらの新しい京都府の事業実施について町長の所信をお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃあ、お答えします。

新しい公共事業の進め方として、昨年度より全国で初めて府民公募型安心・安全整備事業が創設され、積極的に推進されているところであります。この事業は府民の皆様の京都府施設への関心を高めていただくことや、地域に密着した身近な安心・安全の向上を図るための新しい公共事業の手法と私は理解いたしております。その事業効果についても期待、またいたしているところであります。

事業の実施箇所の決定については、個人の提案を受けての場合もありますが、本町においては各区長様に御協力をいただき、市町村共同型として要望実施いたしております。

また、現地確認につきましても、京都府と連携し、行っているところであります。本町におきましては、住民自治組織によるまちづくりを推進しており、集落組織の重要性や自治組織の必要性については十分認識いたしております。今後もまちづくりの中心となっていただきたいと考えております。

御指摘のような事実がないように、事後、関係者が知ったというようなことが少なくともないように、私自身は留意していきたいと、その上で、この公募型を積極的に活用していきたいという思いであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） いずれにいたしましても、その地に住まいをいたします住民相互は、お互いが協力をしながら自治組織を守っているわけでございますが、そしてさらに活性化をいたしますこの事業は新しい方式となりますように、非常に私不安も持ってるわけでございますが、期待をして、町長のお話によりますと、私自身も見守っていきたいというふうに思います。

ところで、町当局におかれましても、審査委員として事業採択には加わっていただいとるわけでございますので、均衡ある適切な発展の実施を求めていきたいと思いますが、あわせて、町が把握をされました時点で、これらの情勢について採択されました決定事項について該当区の区長様に、情報連絡をされるような仕組みづくりといたしますか、こういうものについて検討いただけないのか、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もしそういうことが現在欠落しているとしたら、町できちっとしたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 横山勲君。

○1番（横山 勲君） ありがとうございます。

私の持ち時間が少なくなってきましたので、これをもって質問を終わりますが、今後とも安全に安心をして通行、快適な生活が送れますよう、国道などの整備に対し意識を持って国交省との要望活動、そして町民の期待にかないます町政を展開いただきますようお願いを申し上げます、私からの質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） ただいまより、暫時休憩といたします。

再開は10時40分からといたします。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時40分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

○6番（村山良夫君） 6番、村山です。さきに提出しました通告書に基づきまして行政改革について質問いたしたいと、このように思います。

直近に発表されました町のホームページに、行政改革実施計画についてその取り組みと成果ということで公表されている資料があります。その中に、でき上がっている項目についていろいろ表記がされていますが、成果が上がったものが中心にされてるような気がいたします。

しかし、こういう計画を立てて実施していく中で、やはり大事なものは山本五十六の名言のとおり、できたことというんですか、勝ち戦の報告は町民に対して私は後でも、少々おくれでもいいんじゃないかと、やっぱりできてないところ、いわゆる負け戦の部分をできるだけ早いこと町民に知らせて、そして理事者と町民の協調によるまちづくりを取り組んでいく必要があるかと、このように思います。

その中でこの計画も3年目に入るわけですけれども、そのようなことで、先ほど発表されました例えば経常収支比率、それから実質公債比率等は、1つの経過として確かに数字的には減少していますけれども、これが根本的に持続的な改善がされるのかどうかというように考えますと、やっぱり疑問に思います。もっと大事な根本的な問題点というのを解決した上で、それに数字がついてくるというような改革でないと、一時的にできても、すぐもとへ戻ってしまうというような感じがいたしております。

やはり大事なものは、そういう意味で持続的な改善をする上で大事なものは、やはり現状の的確な把握、それから根本的な原因の追及、それから、それに対して具体的な改善策の立案、これをしっかり立てて、これを理事者と町民が共有することが大事であると、このように思

う次第です。そんなことを前提といたしまして、これから質問したいと思います。

ただ、つけ加えておきますのは、この間にいろいろと努力をしていただいて、成果を上げていただいたことは、その努力を認めた上で質問をするということもつけ加えさせていただきたいと、このように思います。

それで、まず最初でございますが、財政の健全化という項目の中で、公会計制度の導入ということがされてます。この公会計制度とはどういうものかということと、これを導入することによる成果はどういうことがあるのか。もし導入されているとしたら、その成果がどう上がってるかということをお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 村山議員にお答えします。

公会計制度とは、現金主義、単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義あるいは複式簿記などの企業会計手法をまず導入しようとするものであります。

導入による効果ということでございますが、現在、本町では京都府による制度にかかわる研修などを受講しているところであります。公会計4表の作成に向けた事務を進めております。行政改革実施計画に基づき、平成21年度決算より公会計4表の作成を行う予定といたしております。

今後、これら諸表により資産及び債務の管理について効果的に活用していきたいと考えております。公開されたのかということなんですが、策定次第ホームページ等で公表する予定でおりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今、町長様より返答がありましたように、このことによりまして、今までのいわゆるキャッシュフローだけで残ったら黒字と、そのために基金の取り崩しとか、借り入れが起きてても、お金が残れば黒字というような報告がされてまして、町民の方には、地方財政の予算は金が余ってんねさかい黒字かと、こうおっしゃってるんですけども、現実には借金とかそういうことが起きてるということが、これで明確になると思いますし、ぜひ21年度には、この方法で町民に周知徹底をしていただいて、町の財政を町民の方が共有していただくようお願いしたいと思います。

そこで非常に残念なのが1つあるんです。といいますのは、今年度の予算、私も審議に加わっておきながらこんなことを申し上げると恐縮なんです、公債費という項目で、公債返済金も利息も合計して記入してあります。これが単式簿記の問題だと思うんです。返済した

元金というのは、債務が減ったわけですがけれども、金利の分2億2,000～3,000万円ですか、これは経費で出ておりますので、総計上になる。こういうことが本当にわかってああいう予算が組めて、予算の広報に載ったりすることですけれども、広報の載せ方に問題があるのではないかというように思った次第です。

ですので、議会だよりは、金利の部分と元金返済の部分の内訳として記入をしていただきました。こういう感覚を持っていただくことが非常に大事じゃないかなと、このように思います。

続きまして、町財産の有効活用と処分というところがございます。そのことについて2つお聞きをしたいと思います。

まず、町財産、これに含めまして、町行政のスムーズな執行のために先行取得をしている土地があるわけですがけれども、これの明細書というんですか、棚卸台帳とかそういうものは既にできているのかどうか、できているとしたら、これは公表されているのかどうか、やはり先ほどありました公会計制度ですか、4つの表をつくらうと思えば、これができないと前へ進まないわけです。もうできているはずだと思うんですけれども、いかがでございますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

京丹波町行政改革実施計画に基づいて、現行の財産台帳の見直し作業を現在行っているところであり、早期完了を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

答弁といたします。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そしたら、これは早くやっていただかないと4表ができなくなりますので、早急にひとつ備えてください。

続きまして、基金の活用という項目がございます。このことについて最初の2つお聞きをします。

基金の中に不動産として2億7,900万円あります。基金の本来の性格を考えますと、基金というのは何かあったときに充当する資金だと思うんです。ということは、流動性が問われると思うんですが、不動産というのは最も流動性の低い資産の1つです。なぜこういうものがいまだに基金の中に上がっているのかどうかということと、もう一つは、この2億7,900万円と上がっているのが、毎年決算ごとに時価評価をされてるのかどうか。いわゆる非常時に2億7,900万円用意されてる金額で、それに近い金額で資金化できるのかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

本町の土地開発基金は、地方自治法第241条第1項に規定されております特定の目的のために定額の資金を運用する定額運用基金であり、京丹波町土地開発基金条例及び同条例の運用規程に基づき運用をいたしておりますが、御指摘がありましたとおり、今後は可能な限り現金化していくことが必要であると認識、まずいたしております。その上で土地開発基金は定額運用基金であり、土地の価格につきましては、取得時の価格にて管理いたしておりますので、再評価は行っていないところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） いろいろ取得されたものですか。バブルの最中だと現代の評価というのは10分の1以下になってますので、基金として当てにならない数字になりかねないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からお答えさせますので。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 基金の残高につきましては、御指摘のとおり当然含み損というものがございしますが、この基金につきましては、先ほど町長から申されましたとおり、定額運用基金ということになっております。

したがって、それを本来は売却をして、さらにその金額を基金に入れて、さらにその金額でもって土地を取得をしていくと、回転させていくわけですね。そういう基金でございしますので、したがって、土地の処分そのものができてないということが問題ではありますが、基金のあり方といたしましては、土地で持つ場合、あるいは現金で持つ場合が2通りあるということをお願いしたいと思います。

取得の時期につきましては、一番古いもので平成3年でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今お話がありましたように、できるだけ流動性の高い方法で運用していただくのがベターだと思いますので、よろしくお願いします。

それから、その次に3つ重ねてお聞きをします。

特定目的基金というのは具体的にどういうものかどうか。多分これから申し上げます減債

基金とか、土地開発基金とかだと、このように思うんですが、これらは債務返済に充当するという用途を限定した基金だと、このように理解をしております。

もしも、これがそうであれば、両方あわせると9億3,400万円ぐらいな基金があることになります。借金はたくさんあるわけですから、これを借金の充当にしときますと、年2%の金利で計算しますと、やはり1,900万円程度の金利という経費が節減されるわけですけれども、これはなぜそういう処理をされないのか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

特定目的基金とは、今御指摘のとおりであります、ほぼ。特定の目的のために財産を維持し、または積み立てを行うために設置される基金で、本町では財政調整基金や減債基金を初め、振興基金や先行取得用地活用対策基金など、ほぼすべての基金がこれに該当します。

基金条例に基づき処分目的に合致すれば、基金を取り崩し、財源譲渡することは可能でまずあります。減債基金は、長期にわたり財政負担の平準化を図ることを目的として積み立てる基金であり、全額充当処分して基金を廃止することはできませんが、健全財政の維持のために、今後とも積極的な繰り上げ償還等を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 発言を求めてくださいね。

村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そして、その次に予算編成のことですけれども、ゼロベースでの予算編成の推進という項目がございます。ゼロベースというのがちょっとどう理解していいのかわからないんですけれども、まず、22年度の予算編成はこのゼロベースでの予算編成ができたのかということがお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成22年度当初予算については、ホームページ等で公表させていただいておりますとおり、財政健全化を第一に置きつつ、安心、活力、愛のあるまちづくりの積極的な推進に向け、限られた予算を有効に活用した編成を行ったところであります。予算編成方法については、総合計画実施計画に掲載されている事業を基本とし、経常経費等すべての経費について担当各課において点検、見直しを行った上で、編成を行ったものであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） このゼロベースというのは、いわゆる今までの経費とか、支払ってきたそういう実績をゼロの状態にして算出する方法だと思うんですが、今のこの予算方法、予算の立て方というのは、自治体はそれだと思うんですが、経費の下から積み上げていく算出方法なんですけれども、民間ではこういう方法じゃなしに、いわゆる計上主義というんですか、入ってくる、使える金をどう分配するかということで、上から立ち上げる予算方法だと思うんです。

先ほどお聞きしておりました公会計制度というのも、実はその辺にもねらいがあるんじゃないかと思います。そういう意味では、ゼロベースというのを、もう一遍見直すという意味じゃなしに、過去の要った費用とかいうのは度外視をして、いわゆる自分の甲斐性におうた予算編成をしないとだめでないかなというような気がいたします。そういう点をひとつよろしくお願いします。そういう意味で、今後そういう使える金から算出する予算編成をされる気持ちはありませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一気にいかんだけで、もちろん質問いただいとおり、そういう認識で町長職を今後ともやっていきたい、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） その次に、公共事業等の競争入札の徹底という項目がございます。これは今までの議会でもいろいろ問題というか、議員から指摘をして考えてほしいということの中に、余り競争競争という経済感覚だけが先行して、金の使い方というところでは、若干問題を感じている、問題が生じているのではないかなというような気がいたしまして、この制度のひずみというんですかね、それが生じてるんじゃないかと思います。

具体的に申し上げますと、最近でありました大型の町の発注工事は、ほとんど他町村の業者でして、まあその工事もやり方によれば分割で工事がやれて、確かに手間もかかりますし、幾らかの経費高にもなると思うんですけれども、やはり町内の建設業を中心にしました電気屋さんとか、そういういろいろな方が存在してくれてこそ京丹波町は成り立ってるわけですから、安い工事をすることによって京丹波町が成り立つんならそれでよろしいですけれども、やはりそういうわけじゃないと思うんです。だからその辺のことがちょっと過敏になり過ぎてるような気がいたしますが、理事者としていかがお考えですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

平成19年度から入札制度改正に取り組み、入札の透明性及び競争性を一定高めることができたと認識しております。しかし、その反面、公共投資の減少などに伴う過当競争により落札率が低下し、地元建設業者が疲弊する状況となってきたため、平成20年度から三度にわたり最低制限価格を見直し、落札率がやや上昇傾向にあります。

しかし、依然として価格面で過当競争はとどまる状況ではなく、業者の疲弊感にも留意すべき状況にあると、まず認識はいたしております。今後とも、引き続き最低制限価格の適切な運用とあわせて、価格以外の要素も考慮した総合評価方式の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 続きまして、土地開発公社先行取得用地の対策というところで、そのことに関してお聞きをいたします。

まず最初に、現在債務残高として23億数千万円の公社からの借入金、先行した取得用地代金があるわけですけれども、このうち5年以上塩漬けになっている物件数と金額は幾らぐらいあるんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 21年度末時点におきましては、事業化が図れていない土地は事業数にして6事業、面積15万8,101.28平方メートル、金額ベースで21億7,632万9,840円となっております。

現在、土地開発公社が保有しております土地につきましては、すべて取得から5年以上経過しており、件数及び金額は先ほど申し上げたとおりであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そうすると、23億数千万円の差額というのは金利の部分ということですね。それはそれで結構です。

それと、それから先ほども御回答の中にあっただんかもわかりませんが、その6件のうち当初の取得した目的の事業が挫折してしまってる。その事業そのものがやれなくなってるというのも数件はあると思うんですが、この6件のうち何件ぐらいで、何ぼぐらいの金額がありますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当者から回答させますので。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 挫折したということですが、そのようにとられるかもしれないけれども、事業化が図られていないということですが。原因といたしましては、やはり例えば代替地が不要になったケースでありますとか、例えば公園の構想をしておいたのが中断をしたとか、そういった内容でございます、当初のやはり想定していた事業としての活用ができていないということによって現在に至っておるとのことでございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 済みません。今の具体的な数字は6件、21億7,000万円と、こう理解したらよろしいんですか。全部そうですか、わかりました。

それから、引き続きまして、地域づくりへ職員の参画という項目がございました。そのことで2つお聞きしたいんですが、直近に、つい1カ月ぐらい前ですかね。ボランティアロード丹波というのが実施されまして、町民の方の多くの御協力を得まして、結構暑中、頑張って国道9号のインターから自然公園の間、参加をさせていただいて、私も参画させていただきましたんですが、そのことで、ちょっと私の目にはそう映ったんかもわかりませんが、職員の方の御参加が少なかったように思います。特に管理職と言われる町幹部の方が何%ぐらい出席されたのか、若干こういう計画を立てて、こういう項目をつくってしておられることを町長が、町長以下理事者、職員、もちろん議員もそうですが、推進をしている中でちょっと何か寂しく思いました。

あえてそのことをお聞きいたします。参加した職員というのは何人ぐらいだったか。管理職は何人おられるのか知りませんが、そのうち何%ぐらいが参加していただいたのか、お聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

ボランティアロード丹波への町職員の参加者数については、本年4月実施分につきまして、全体の161名の方が参加していただきました。そのうち町職員24名でありました。そのうちまた管理職の参加者は3名で全体の1.9%であります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今、職員の方も含めて161人のうち24名というのも20%にも届かない数字ですし、まして管理職幹部の方は3名、2%弱というのは、ボランティアですから、ましてや休みの日ですから、そら自由だといえば自由ですけども、町民の方がやっぱ

り参加していただいているし、また行政としてもそういうことに、自分らのまちは自分らで守ろうとか、よくしようというようなことをうたっておられる以上、この数字は私は反省をしていただいて、取り組んでいただく必要があると思いますが、町長様、いかがお考えですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

願わくばもっと数字が高い方がうれしいです。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） その次に、積極な情報公開の推進ということが掲げられておりますが、この具体的な情報公開の推進というのは、どういう施策を指しているのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

積極的な情報公開の推進施策といたしましては、町広報紙やホームページの充実、あるいは財政状況の公表や各種審議会等における傍聴などを推進していくことといたしております。特に、ことし1月から、ホームページ上に町長室という項目を新たに追加し、まちづくりに対する思いを発信するとともに、4月からは「町長の一言」と題して、日ごろ公務等を通して感じたことや町民、職員に対するメッセージや町のPRなど掲載していくこととしたところであります。さらに、5月からは、試行的に簡易投稿サイト、京丹波町ツイッターを開設したところであります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今おっしゃったように、インターネット関係、ホームページを含めて非常に充実をさせるように努力をしておられますし、これからやはりこういう時代だと思います。実は有線テレビの計画が発表されたときの町政懇談会で、私は今ごろテレビよりはこういうインターネットを充実することが大事でないか、そういう国の補助金かて同じようにあるん違うという質問をしたけれども、なかなかそのときは、高齢者がおられてインターネットなんて到底無理や、ホームページなんて到底無理や、ブログなんて到底無理やと、こういう回答だったんですが、新町長さんになられましてから急変いたしまして、こういうことを活用しようという気持ちになっていただいたことは、意を得たような気がいたしまして、非常に喜んでる次第でございます。ますます、大変手間がかかって大変だと思いますが、充実するようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、その中で、議会のチェック機能を問われております。確かに議会のチェック機能ということで、私も立候補させていただきました中で、99%近い議案どおりという可決について疑問を呈してました。半年間ほど議会に参画させていただいて、よくわかりました。あの理事者側の提案、議案は、よほどのことがない限り修正したり、覆すということは不可能やなということを思いました。

といたしますのは、具体例としまして、桧山小学校の耐震等の改築工事と体育館の移転、新築工事、それから多目的ホールですか、の新築工事が施工されました。このときも分割発注をしたらどうやという委員会でも申し上げましたし、その後の、きのう、おとといですか、もそのような意見が出てました。

しかし、あの一番初めに私どもが説明を聞いたときには、もう既に入札準備が完成してまして、今さら分割して入札したらどうやというようなことを言うてみて、それをしたとしたか大変な問題、まして今度の桧山小学校の場合は、来年の4月にもう利用せないかんというようなこともありまして、そんなことを考えますと、確かに議会のチェック機能を高めることは非常に大事なことだとは思いますが、やはり議案の提出の仕方も改善をしていただかないと、議会として反対して宙に浮いてしまったら、それでええということであればなんですが、やっぱり大人としての対応もしていかなければならないということを配慮しますと、やはりそういう意味では、理事者の方の改善に対する思いを聞かせていただけたらありがたいと、このように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、お答えしておきます。

議案につきましては、それぞれ根拠法令に基づいて議会へ提案いたしております。契約案件につきましても、地方自治法及び京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例により提案をさせていただいているところでございます。

また、事前に議会運営委員会で報告をし、常任委員会等でも説明させていただいておりますので、御理解を賜りたいとまず思っております。御質問の趣旨よく肝に銘じて改善を図っていきたいという思いでもあります。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今、法律に基づいて議案を提案されたり、そういうことは当然そうだと思うんです。ただ、どの段階でされるか、例えばこの場合でしたら、分割発注にしたとしても、入札の方法をもう一遍やり直さないかんというようなことが発生しない段階でやっていただかないと、実際的にはチェックをしても意味がないことになりかねないということが

申し上げたかったんです。ひとつよろしくお願いします。

それから、その次に、情報化推進による利便性の向上ということがありますが、具体的には利便性の向上のある情報化とはどういうことでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

利便性のある情報化とは、だれもが必要なときに必要な情報を入手でき、またそれが価値を生み出す環境をつくることであり、地域振興の1つと考えております。現在進めておりますケーブルテレビでは、京丹波町内においての情報基盤の統一を図り、自主放送による地域情報の提供や行政情報の提供、音声の告知放送による地域のお知らせや防災情報の提供、有線電話による地域間の情報交流等を行うことにより、地域の輪の広がりやふるさと再発見、人材発掘、若返りなど、地域が元気になることを大きな目標としております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） それで、今CATVによるいろいろな利便性についてお話がありまして、それをごもつともだと思っております。ただ、この緊急災害時の予防には役立つと思っておりますが、先ほども先に発言された方から、災害を予測することは非常に困難だということでございます。

そういう意味で、情報の大事さというのは、大きい天災とかがあった後、いかに現状を町民の方々に、早く的確に知らせることが大事だと思います。そういう点では、今進めています有線テレビとか、もちろん電話も電気もそうですけれども、有線によるものにつきましては、発生した後はほとんど使えなくなるということです。そういう意味では、無線が大事だと。過去の阪神・淡路大震災のときも、結果として神戸FMですか、あれが大変活用というか、成果を上げたというように聞いております。

そういう点では、CATVに相当な投資をした後ですので、問題はありますと思いますが、やはり大事なのは町民の安全が大事だと思いますから、確かに便利なテレビが見られて、地デジが見られて、便利のよさを得ることも大事だと思いますが、やはり命あってのことですから、もうちょっと全体的なことを掲げて、同じお金を使われるなら、そういうことにも意識をしていただきたい。今後そういうお金の使い方していただきたい、このように思いますが、いかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

大地震や台風等によってライフラインがすべて崩壊されてしまうような大災害が起こり、ケーブルテレビの光ケーブルの幹線網などの破断や、センター、サブセンター、各家庭への電源供給が行えないような場合においては、情報手段として困難な場合が考えられると私も考えております。

しかし、ケーブルテレビが大災害でどれほどの効果を発揮するのかは、その災害の規模にもよるとまず考えております。

また、ケーブルテレビだけで、すべての災害に対する情報提供ができるものではないとも考えています。テレビ、ラジオ等の公共放送との連携も必要だと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） それでは、続きまして、シルバー世代の能力の活用という項目がございます。このことにつきまして2つほどお聞きをしておきたいと思っております。

シルバー世代の能力の活用というのは、具体的にどのような成果が上がったかということと、もう一つは、私が前回の国保の運営についても質問した中で、やはりお年寄りの方が生きがいを感じるその1つとして、やはり自分の能力を活用できることが大事だと思いますから、これはそのシルバーの人の能力を活用するという直接なものと加えて、そういうことをしていただいて、生きがいを感じていただく中で、自己の健康管理をしていただいて、そのことが国保の運営にもプラスになる。ある意味では一石二鳥だと思いますから、十分力を入れて、ある意味では金をかけてやっていただきたいと思います。町長はいかがお考えですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

シルバー世代の皆さんには、老人クラブの事業として児童やひとり暮らし高齢者の見守り活動や京丹波町病院の清掃作業など、社会奉仕活動に取り組んでいただき、まちづくりの担い手として御活躍いただいております。

また、シルバー人材センターにおきましては、自主・自立・協働・共助の理念のもと、高齢者の皆さんがお持ちの経験や知識を生かし、生きがいを持って就労いただくことで、地域福祉の向上にも御貢献いただいているものと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今お聞きしたことですが、これからは積極的に取り組んでいただきま

すね。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、ちょっと気になることをお伺ひいたします。

先ほど話がありましたシルバー人材センターの仕事は十分にあるんですか。ちょっと私のうわさで聞きますのは、なかなか仕事がないということを1つは聞いております。それはいかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細は担当課からお答えさせますが、さきの御質問に対して積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） シルバー人材センターの関係ですけれども、平成21年度の受注件数が1,424件、前年度に比べまして22件の増、また契約金額につきましては、1億4,876万円と、当初の1億4,000万円を上回っておりまして、大変厳しい経済情勢の中ではありますけれども、順調に運営をいただいておりますというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） その仕事ですけれども、今お聞きしますと、十分にあるようですけれども、実際人材センターに入っておられる方によりますと、年間の会費やとかいろんなことを考えると、本当に入っていていいのかなとおっしゃる方もあります。

そういう意味で、1つ気になりますのが当地にあります自然運動公園ですけれども、ここが協力会という形で公園の管理をいたしてらんだと思うんですが、そこからの仕事というのはシルバーセンターには入ってないんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会は、丹波自然運動公園の運営及び施設の整備について支援するとともに、府民の体育振興と福祉の増進を目的に設立された財団法人であります。平成18年6月からは指定管理者として当該公園の運営管理全般を行っているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 自然公園の協力会からは人材センターへは仕事は来てないということですか。それとも入ってるんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 理事長就任したんですが、詳細把握をできてないですが、発注してま  
す。シルバー人材センターに対して。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 次の質問なんですけれども、幸い理事長に就任していただいたとした  
ら、ぜひこのことは申し上げとかないかんと思うんですが、協力会が仕事をしてるんですが、  
その協力会の職員の方に町職員のOBの方が結構行っておられるのが目につきます。

そこで、私が思いますのは、町職員の方々が町の職務中というんですか、在職中に培われ  
た能力、いわゆる技能と知識とかの能力を生かすために行っておられるのであれば、私は協  
力会へ行かれることなり、またそれ以外の第三セクターの関係とか、商工会とか、そういう  
ところへ天下りというよりも、町職員を退職後行かれることは、私は歓迎すべきことだと思  
うんです。

ただ、大事なことは、本当にそういう能力を持った人が行っておられるかどうか。1つ  
の例としまして、運動公園の協力会ですけれども、これは公園の造園管理をしている仕事、  
公園管理というのは造園管理だと思うんですが、今職員として行っておられる中で、造園に  
関する技能ですね、造園技能士とか、造園施工管理技師の資格を持った人というのは何人ぐ  
らいおられるんですか。すべての方お持ちなんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、御質問いただいております造園技能士というのは、そういう資格持っ  
てる人はリストに上がっておりません。町職OBは5名在籍しております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） ちょっと念のために聞いておくんですが、技能士と施工管理士という  
の2つありまして、技能士というのは造園を実際剪定したりする能力のある人です。施工管  
理士というのはそういう人を使って管理をして、仕事をする人のことなんですけれども、ど  
ちらもないというように理解しといたらよろしいですね。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 主な資格という箇所はあるんですが、その中にはリストアップされて  
いないということでもあります。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そうしますと、下手をすると、町職員の天下り先だというように町民

から指摘をされるということもあろうかと思えますから、今後は在職中にできれば、自分が担当しとる職務中に、そういう資格なり能力を身につけておくように、教育をしとかれたほうがいいと思います。これは意見として申し上げときます。

続きまして、職員の意識改革ということが上がってます。これの具体的な目標というのがありましたか。かつ、その目標は、具体的に成果として上がったものはどんなものがありますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

職員の意識改革の目標につきましては、職務に対する意欲向上と自己啓発を促進し、多様化する住民ニーズに的確に対応できる能力の向上を図り、効果として質の高い住民サービスができる組織形成を目標といたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） 今いいお話をお聞きしたんですが、私は町職員さんの意識の改革というよりも、意識というのは、一番大事なことは、やはりだれから給料をもらっているかという意識改革をしていただくことが一番大事じゃないかと。いわゆる町職員の方は、町民の公僕であるわけです。ところが、私も役場の窓口へ行かせていただいたり、また知人からいろいろと聞いてる限りでは、公僕でありながら、あるじである町民に対して、朝でも積極的に笑顔で声かけられない職員の方があるというように聞いてます。

確かに今おっしゃった意識改革について、いろいろ難しいことおっしゃいましたけれども、一番大事なことは、やはり自分は町民のために、また京丹波町のために給料をもらって働いてるんだ、だからそのために全力投球せなあかんねやという意識を持ってもらうことが一番大事だと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本的には全く同感であります。

○議長（西山和樹君） 村山良夫君。

○6番（村山良夫君） そういうことで、町民の方々は現在結構高い負担をされてます。いわゆる高負担です。ところが、サービスは今も申しあげましたように、高サービスを受けておられるというように自覚されている方は少なく、逆に高負担、低サービスになってるということの自覚の方が結構多いんじゃないか、これは僕的感覺ですけども、多いんじゃないか。そういう方に「ボランティアで出てやってくれ」とか、町で「これをせい」と言うまで

に町のために何ができるか、「協働のまちづくりに参画してくれ」と言ってみてもこれは始まらないと、このように思いますが、そういう意味で、ひとつ今後、行政のあり方を考えていただいて、せっかく立てたこの計画ですから、これが完璧に遂行できるようにお願いをしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） ただいまより、午後1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松村篤郎君の発言を許可いたします。

○12番（松村篤郎君） 松村でございます。

午前中に引き続きまして、平成22年度の通告書に基づきます一般質問を議長の許可のもとさせていただきます。

まず最初に、畑川ダム建設工事及び関連事業につきまして御質問を申し上げたいと思います。

さきの3月議会におきまして、産業建設常任委員会より京都府知事に対しまして、畑川ダム早期完成を目指す意見書を提出させていただき、多くの議員の賛成を得て、無事工事が着々と進んでおりますことを感謝申し上げたいと思います。

それにつきまして、平成24年度中には完成をするということをお聞きしておるわけですが、町長の今の思いをもう一度お聞きしたいと思います。といたしますのは、町が主体となって行う工事ではございませんけれども、町がこういった大きな工事の推進に積極的に力をかけていただきまして、何とでも早期完成を目指していただきたい。それについての町長の今の思いをひとつ、決意といたしますか、もう一度お聞かせをいただきたい、そういうふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃあ、松村議員にお答えします。

ダム建設については、御指摘のとおり京都府主体で進めていただいております、町としても事業が円滑に進み、早期完了となるよう積極的に支援、協力をしていきたいと、まず考えております。

供用後においては、本町の悲願であった安定した水資源を有効利活用し、地域の発展はもとより、町全体としても発展できるよう力を注いでいきたいと、そのように考えております。

なお、念を押していただきましたことですが、全面的に協力する、あるいは町も畑川ダム完成一刻も早いこと願ってるという気持ちは、京都府あるいは京都府幹部にも十分伝えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） ただいま町長の決意なりを伺わせていただきました。地元住民並びに多くの町民が、長年の期待をしている大きな水の確保ということで、念願していることのでございますので、どうかひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。今の決意を6月15日予定されておりますダム対策協議会の総会にも、ぜひまた、みんなに伝わるようにお伝え願えれば大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ダム関連につきましてですが、ダム湖の周辺整備計画につきましても、私は12月の議会にも質問させていただきまして、そのときの答弁では、持続可能な周辺整備地域の活性化をもたらすものを考えていきたいというような答弁をいただいております。

ですが、地元のダム対策協議会等々の担当との打ち合わせとか、また試験整備についての検討委員会等が立ち上げられるはずでございましたが、いまだにそういったことが協議されている模様もないということを聞いております。その辺につきましても、今後、周辺整備についてどのような考えが、また具体的策があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

ダム湖周辺整備につきましては、ダム湖がつくり出す自然を生かし、人が集い、あるいは憩う場を提供できるよう、整備を図りたいというふうにまず考えております。

ダム周辺をどのように整備を行うのが望ましいかは、ダム対策協議会へ働きかけており、今年度は近隣に所在する同規模の畑川ダムと類似したダム湖、ダム周辺がどのように整備されているか、ダム対策協議会とともに視察を行うなど、今後整備方針の基礎となるよう研究してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、地元には御協力いただいております。あるいは下流域、今日まで本当に御協力いただきました。このことに報いる気持ちでダム湖周辺整備を進めてまいりたいというのが行政の考え方であります。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 具体的な案については、今答弁をいただかなかったわけなんです、

地元といたしましても、下山区並びにグリーンハイツ区ともいろいろと模索をしております。地元のほうからこういった周辺整備の計画を立てていいものかどうか、また町当局並びに府のほうからこういったプランがあるというようなことをお示しいただいたものを検討していくのがいいのか、今この役員等で相談して、模索しているところでございます。そういったことも含めて、ぜひ対策委員会等を開いていただいて、教育の場が持てるように、積極的なそうした組織づくりですか、それをお願いしたいというふうに思っております。これはお願いしときますので、よろしくお願い申し上げます。

ダム関係の工事とは直接関係ないかもしれませんが、京都中央テクノパーク工業団地につきましては、45区画で今9区画を7事業所が操業しておりますが、バイパスが開通いたしまして、その沿道に企業誘致する業者の看板が立てられました。1つは積極的に企業を誘致しようとしている業者と、その反対側に、それを妨害するような大きな看板も立っております。今、私、写真をこうして持つとるわけなんです、この書いてある中身は、大変水の問題と関係すると思いますので、ちょっとこの看板を読ませていただきます。

「販売物件」とは書いてあるんですが、「京都中央テクノパーク京丹波工業団地、水は出ない、水に注意、現在京丹波町役場の通知では、畑川ダムは建設も開始しておらず、いつ完成するかわかりません。当工業団地内に供給されている水量はごくわずかで、工業団地として水量が確保されていないことをよく御理解ください。

詳細は西洋建設工業株式会社、または京丹波町役場までお問い合わせください。悪質な業者に御注意ください」という大きな看板でございます。これ、ごらんになった方あるかと思えます。こういった看板が出ております。

ここで町長にお伺いしたいんですが、この2つの不動産業者がそれぞれ企業誘致をしているわけですけれども、1社がこうした妨害をするような看板を立てていることについてどうお考えなのか、また、そういった問い合わせが町の水道課等へあるのかどうか、その辺お伺いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

現在の中央テクノパーク内には、全区画の入り口まで給水管が設置されております。給水状況はこの団地で操業されている企業、確かに今おっしゃったとおりです。7社の9区画、1日当たりの最大使用水量が約47立方メートルという状況であります。

残余については、ちょっと込み入ってますので担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） お答えいたします。

この団地で2つの不動産業者さんが所有されているということで、バイパス沿道に設置されています看板につきましては、町への問い合わせは現在のところ受けておりません。今後、町に問い合わせ等がありましたら、給水管が区画入り口までは設置されておることをお話しして、また協議を進めたいと思います。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） それでは、進出企業があった場合、即座に水が供給されるということで、理解をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、ダム湖に関連してですが、現在つけかえ道路がダムの横、日吉のほうに向かって新しくつけられておりますが、南丹市の日吉町胡麻との境が、まだ工事が未施工ということで伺っております。私も現場何度か見させていただいておりますが、何か問題があつて、あそこから先が工事が進んでいないのか、また、話がうまくいって工事が着工でき、全面的にこの町道235号線ですが、開通する見通しが立っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

つけかえ町道235号の全線開通並びに供用開始は、平成24年度の畑川ダム供用開始と同時となるように、整備を進めていただいております。

つけかえ町道235号線の終点は、南丹市日吉町胡麻で、南丹市道との接続する計画となっております。本年度、南丹市において測量調査業務を行い、検討するとの連絡をいただいておりますので、現時点においては、南丹市の事業着手を待つ状態となっており、双方の道路改良事業の完了をもって全線開通となるため、今後も南丹市と連携を密にし、早期の完成を目指していくことといたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 24年ダムの完成と同時に、開通を目指しているという御答弁でございますけれども、私にもいろいろと要望がございまして、現在日吉下山線のあの町道ですね、かなり傷んでおると、あれを整備してほしいという声も聞いておるんですが、新しく立派なつけかえ道路ができるということで、私もそれを待つしかないなというような気もしておるんですが、できるだけ、完成が早くできるのであれば、供用を早く願いたいというふうにお願ひしときます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

本町の平成22年度の主要施策の実施の取り組みについて、何点かお伺いをいたします。

今年度新たに導入されます人事評価制度につきまして、具体的な職員の評価基準等がもう定められているのかどうか、それをまずお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

本町が導入を予定しています人事評価制度は、他の地方公共団体の先行事例を参考としながら、能力評価と業績評価からなる制度を考えており、本年度下半期において、能力評価を試行実施できるよう、現在準備を進めているところであります。したがって、具体的な評価基準などは、現時点において決定はできておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 今御答弁のように、具体的な基準などがまだ決められていないということですが、できましたら私のほうからも提案させていただきたいんですが、まず職員と、評価される側と評価する側、管理者側等の協議をする場があるのかどうか、評価について、そういった場を設けられるかどうか。

それから、その評価は年ごとに反映されるのかどうか、1年ごと、そういったこともわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 評価の関係でございますけれども、まだ十分これから詰めていくところでございますので、まだ未定でございますが、評価結果については、評価者と被評価者が面談の上で公開をすると、そういう方法を考えております。

また、業績評価におきましても、期首面談でありますとか、期中の進捗把握、面談や助言を通じた職場内のコミュニケーションの活発化を図れるように制度設計をしたいというふうな思いでおります。

また、さらには、苦情相談でありますとか、そうした評価の納得性、さらには公平性を高めるために十分配慮する必要があるというふうに考えております。

ただ、現在これの法律改正の関係で、地方公務員法の改正案が継続審議中になっておりますので、その動向等も勘案しながら今後詰めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） これから始まったばかりの制度なんで、おいおい詳細等基準など決められると思うんですけども、まず、職員側から自分のスキルをこれだけあるんだというようなものをアピールするという制度ですね。申し上げますと、年度の当初に、私はこの1年間でこれだけのことをやりたいというような目標を出していただいて、それについてまた半年、上半期、下半期等でそれがどれだけ自己評価で進捗したかを自分なりに評価して、それを管理者側とつき合わせて、あんたは100%できたと言うてるけど、私の見方はまだまだやなというような、そういった見方を交互に情報なりを公開していただいて、評価の査定にさせていただいたら大変結構かと思うんですが、担当課によりましたら、数字で目標を上げるというのは難しいかもしれませんけれども。

簡単なことといいますと、午前中ボランティアロードの出席のことで出てましたけれども、年2回、3回あるボランティアロードで3回とも出席しますとかいうような目標が掲げられて、それが達成させればそれでも評価の対象になるとか、具体的な例ではこんな、そういうことにはならないかもしれませんが、私の思いではそういうふうに思います。もっと、そういうこともぜひ御検討いただいて、職員側からアピールできるような制度にさせていただいたら、大変ありがたいなというように思っております。

それから、次の問題ですが、木造住宅耐震補修助成とか、太陽光発電設備助成制度、このような新たにまた設けられまして、一昨日の議案の中にも、太陽光発電システムの補正予算、増額の補正予算がされまして、大変これ申し込み等が多いということを認識させていただいて、評価させていただいてるわけなんですけど、耐震のほうの申し込み状況についてはどのようなのか、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

木造住宅耐震改修事業につきましては、今年度から新しく実施する事業であり、5月の広報お知らせ版や町ホームページにおきまして事業周知をしたところであります。5月末現在で申請受け付けはありませんが、木造住宅耐震診断を実施された方からの問い合わせが数件という状況であります。

まず、以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 今のところ、耐震のほうの問い合わせだけで、申請等はないということですが、もう一つ、住宅関連で最近思うんですが、スレートの屋根がありますね。個人

の家のガレージとか納家とか、それから倉庫並びに今大きな工場でしたら、スレートぶきですが、かなり古いスレート屋根ありまして、そこからアスベストが飛散するというようなことも考えられます。そういったアスベストの公害の訴訟も、せんだって5月ですか、国の責任を問われる判決も出ております。

町内におきましても、そういった飛散が考えられる地域、また多くのそういったスレート屋根のある地域等につきまして、被害が出るか出ないかは何十年もかかるんですが、そういったことを未然に防ぐためにも、今塗装をする工事があちこちで見られております。そういったことに対して、町のほうから補助をというような考えがあるのかどうか、この点お聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 直接アスベストについての被害の懸念の連絡は受けておりません。また、そこですが、アスベスト飛散防止対策としての助成制度につきましては、現時点では中小企業向けの京都府の融資制度を活用いただきたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） アスベストについては、目に見える被害が町内では出てないということでございます。長い目で見ると、いつか出てくる可能性もありますが、また将来的に考えて、そういったこともぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

次の町営バスの土曜運行について御質問申し上げる予定でしたが、梅原議員の質問で私のお聞きしたいことは全部わかりましたので、省かせていただきます。

次の循環型農業の推進についてでございますけれども、今、国の制度で戸別所得補償事業というのが出されておまして、水田、食用米ですと、一反当たり1万5,000円の助成があるということを聞いておるんですが、水田利活用持久力向上事業の中で、新規需要米ということで、これは飼料米やら飼料稲ですね、そういうものをつくると、一反当たり8万円の補助が出て、町から1万円で9万円の助成があると伺っておるんですが、昨年、富田でこういった試験的な作付の実験が行われまして、約2町歩余りだったと思うんですが、その作付した結果、どうであったのかということをお伺いしたいのと、今後、そういった補助を受けられる作付の拡大を考えておられるのかどうか、お伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

飼料用稲及び飼料用米の生産は遊休農地の解消と安心・安全な国産粗飼料需要対策の一環として、耕種農家と畜産農家との連携による循環型農業を推進することを目的に取り組んでいるもので、実証研究事業として3年目を迎えました。作付面積は飼料用稲、飼料用米あわせて1年目0.6ヘクタール、2年目が7.6ヘクタール、3年目15.3ヘクタールと年々拡大してきております。

その一方で、食用米の作付割り当て面積に余裕がある状況の中で、飼料用だけを推進していくことには課題が残ります。飼料用はあくまでも遊休農地の解消対策の一環として行われるものと考えておりますし、将来、戸別所得補償モデル対策水田利活用自給率向上事業の交付金8万円がなくなったときのことを考えた上で、面積拡大等の事業展開を図っていかねばならないと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 例えば栽培面積等の推移をお聞きしたわけですが、これは飼料米も含むと思うんですが、特に瑞穂のほうで鳥のえさとしてつくられている飼料米がほとんどではないかと思うんですが、ダブルCS用稲といいまして、稲を青田刈りして、それをロールのように巻いてビニールでパックしてしまって、田んぼに置いて発酵さす。そういった稲の作付は富田のほうでされた2町余りだと聞いておるんですが、それにつきましては、今年度ふるさと振興公社で聞きますと、10町歩近くの委託を受けてるということでございますが、それを刈り取るコンバイン等ロールにして、パックにする機械が今1台しかないんですから、最大15町歩ぐらいしか年間飼葉ができないというふうにお聞きをしております。

今、町長申されましたように、将来的に見て、8万円の助成が出るかどうかというのはわからないわけですが、できましたら、休耕田があちこち散らばっておりますので、非常に能率的に悪いということで、今のところ制約というか、条件がつけられているようでございますけれども、荒廃地の利活用に、こういったことも含めて積極的な農政の推進もお願いしたいというように思っております。

それでは、最後の質問いかせてもらいます。

私、議員になってまだ、各地域や組織等からの町への陳情書や要望書というのを聞いたことがないんですが、あちこちでこんな要望出したでとか、こんなん出したけど何も言うてきいひん、どないなっとんねやというようなことをお聞きします。議員に公開されてない、公開が必要でないんかもしれませんけれども、我々としても地域の代表でございますので、その地域からどんな要望とか陳情書出てるかというのを知る必要が私自身もあると思っておりますし、

また、町もどの担当にお聞きしていいのかもわからないので、担当ごとでわかっておれば21年に受理したそうした件数、そしてまた、それがフィードバックされてるのかどうか、それに要する期間並びに22年度、今年度ですね、そういったことの受け付け件数と、その内容等がわかればお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そでじゃあ、お答えいたします。

町に対していただきました各地区などからの要望書や陳情書につきましては、第1段階で企画政策課へ一元的に集約しまして、その内容を綿密に把握、検討させていただいております。その後、活用できる制度や予算等を精査することで、該当する担当部局を決定し、第2段階として、担当部局による詳細の協議が行われることとなっております。

担当部局の決定に際しましては、ちょうだいする要望内容を画一的に判断することなく、多面的な視点で検討し、時には複数部局による協議でもって調整させていただくこともございます。そうして作成した対応原案について、当然すべて町幹部職員及び理事者によって、さらにより最適な施策となる協議し、取りまとめた結果を御回答させていただいているところでございます。

以上です。

もう少し詳しく、それじゃあ担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 松村議員からの御質問の中で、件数等のことをお聞きになっておられますので、私のほうから報告をさせていただきます。

まず、21年度中に受理をいたしました件数でございますけれども、各行政区から受理しました件数が84件、要望項目としましては149項目、それからその他の団体から、団体等ですけれども、受理しました件数が9件で、要望項目は9件となっております。このうち回答を必要としました要望項目が全部で152項目ございます。この項目に、まず要望に対応するとか、あるいは予算化をして対応する、それから後年度に計画して対応するというような形で回答をさせていただいておりますものが87項目ございます。

また、現状のままで、経過観察でありますとか、対応ができないというような形で回答をさせていただいたものが41項目、それから国及び府に対しまして要望をさせていただいたものが24項目となっております。

また、本年平成22年度に入りまして受理しました件数とその内容でございますが、5月

末までに各行政区からいただいております受理しました件数としましては、18件でございます。主な要望内容としましては、道路でありますとか、橋梁の改修、それから消防設備の整備要望などとなっております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 大変丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（西山和樹君） 次に、東まさ子君の発言を許可します。

東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それでは、平成22年第2回定例会の私の一般質問を行います。

まず最初に、国民健康保険事業についてお尋ねをいたします。

国は国保に対する予算を削り、それを国保税値上げで住民に転嫁し続けてきました。本町では固定資産税5万円、40歳代夫婦と子供2人、所得200万円の世帯では、計算をしますと年間保険税は36万2,070円になり、所得に対して18%を占めるに至っており、滞納世帯は2割に及んでいるところであります。

また、政府は、滞納者への徹底した制裁を自治体に要求をし、滞納者から保険証を取り上げ、医療費の全額を支払う資格書の発行を法律で決めました。そのために失業や経営難で国保税を滞納した人が事実上の無保険となり、医者にかかれず重症化、死亡する事件が各地で起こっております。

本町では、短期保険証交付世帯は120世帯、資格書発行は46世帯、3月末の答弁であります。となっております。全日本民主医療機関連合会が3月11日に2009年国民健康保険などで死亡事例調査報告を発表しております。昨年1年間にこの民医連の病院、診療所がかかわった人だけで47名が亡くなっているということでもあります。うち無保険が27件、資格書、短期証が10件、正規の保険証はあるけれども、経済的理由で受診がおくれたと考えられる、こういった内容のものが10件となっております。

調査報告は、高い保険税と思い、窓口負担が患者に対し受診の機会を奪っていると激しく、厳しく批判をしております。国保税の引き下げと保険証の取り上げはやめることが求められております。

そこで、お尋ねいたします。

本町は資格書を46世帯に発行しておりますが、病院窓口で全額支払わなくてはならず、無保険状態と一緒にあります。資格書の発行につきましては、一貫して悪質な場合に限るべ

きと言ってきましたが、厳格な運用、つまり機械的に行われていないか、このことについてまず最初にお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃあお答えいたします。

資格証明証の運用につきましては、保険税の滞納者のうち、ほとんどの方は納付相談に応じられており、特別の事情等が認められた場合には、短期証を交付しております。できるだけ相談等の機会を持つことで、状況の把握と滞納の解消に努めているところでございます。

しかしながら、居所が不明等により、連絡がとれない方、弁明通知等に応じていただけない方につきましては、やむを得ず資格証明書の対象として交付し、対応しております。

また、資格証明書を交付することで、御本人と面談や相談等の機会が持て、資格証明書から短期証に切りかえられたケースもございます。なお、今年度からは家庭訪問等による実態調査を行い、滞納者との面談の機会を増やすことで、より一層適正な実態把握に努めることとして準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） いろいろと納付相談を行っているということで、3月議会の46世帯につきましては、居所不明でありますとか、弁明通知をするも答えられないという、そういうことで分析をされておりました、今後の方向としては家庭訪問をするということですが、3月議会の報告によりますと、去年の5月ですか、5月に訪問をして以来1回もされていないと、面談をされていないということでありまして、資格書発行世帯に会えたのは、2世帯ということでありました。

この民主医療連合会が報告しているように、無保険状態にあるところにおける受診のおくれというのが今大きく問題になっております。厚生労働省も平成20年の10月の通達、あるいはまた21年の9月の事務連絡で、経営難や失業など特別な事情がある場合は、資格書を出してはいけないと強調しております。

また、滞納理由を丁寧に把握するように自治体に要請しております。家庭訪問をする方向だといっておられますが、今、税務課もたくさんというか、税機構との関係で職員も減ってきているわけですが、どの職員、どちらの部署がこの家庭訪問という、そういう面談はされていくのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今後、家庭訪問の準備を進めさせていただいておりますのは、国保の担当課でございます住民課が現在調整をさせていただいております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 払いたくても払えない、そういう低所得者層が増加している今の経済危機のもとでということになっているとっておりますので、ぜひとも面談をしていただき、資格書の発行というはなくしていただくようお願いというか、求めておきたいと思っております。

それでは次に、国民皆保険制度のもとでは、国民はいずれかの医療保険に加入しなければなりません、リーマンショック以後の急激な景気悪化による派遣切りや高い失業率のもとで、国保にも加入していない無保険者、あるいはまた短期証発行件数の中で役場に受け取りにこられていない、役場の窓口で保険証が預かりになっている、そういう保険証、これは事実上、無保険者になっていると思っておりますが、そういう何も国保に入っていない方、また短期証を取りにこられていない方、こういう実態についてはどのようにつかんでいるか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

無保険の方の実態につきましては、十分な把握はできていないのが実情でございます。広報、お知らせ版等を活用して、離職された場合などの国保の加入手続についてお知らせをいたしているところであります。国保への加入は御本人、届出義務者は世帯主ということですが、からの届け出を必要としますので、今後もさまざまな機会をとらえ、広く住民の皆さんにお知らせをしまして、無保険者の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それと答弁漏れというか、短期証を発行しているが、取りにこられていないという、そういう実態については何件あるか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課からそれじゃあお答えさせます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 短期証、6月1日現在では115世帯となっておりますけれども、そのうち15世帯の方がまだ連絡をさせていただいておりますが、お越しいただいて

おりませんので、再三御連絡をさせていただいているところでございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） しっかりと無保険状態にある世帯の把握をするように求めておきたいと思えます。

それから、無職や非正規雇用の増大、リストラ、派遣切りなどによる国保への切りかえなどによりまして、国保は自営業者など特定の人たちの保険制度ではなくなっております。今年度は、保険税率が据え置かれたものの、冒頭で言いましたように4人家族で年所得200万円の場合、所得の18%の負担になっているところであります。他の医療保険と比べると、2倍からになるほどの負担の重さであります。

そういったところで国保の実態であります。子供の医療費でありますとか、障害者の医療費でありますとか、母子、父子医療、老人医療など、福祉医療を現物給付で実施している場合、その医療費について国が国庫負担金、本町でいいますと2,000万円、あるいはまた就労率の低下によります国の制裁700万円など、補助金の減額をしております。高過ぎる国保税、これを解決するためにも、加入者に責任のないこうした補助金減額分については、一般会計から繰り入れるべきではありませんか。お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

本来、国保の事業運営は国庫支出金等と保険税で賄うことが基本原則とされております。一般会計からの繰り入れにつきましては、現段階ではルールに基づく一般会計負担分以上に財政支援措置のない繰り入れは、本町の財政状況から見て困難な状況でございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 今基本的にルールに基づくものでないものについては、財政の面からできない、支援はできないということでありましたが、毎年1月になりますと、国保の予算編成について、国保新聞が予算編成通知というのを載せております。

これを見ますと、こうした子供の医療費でありますとかそういう福祉医療に対する減額、国庫負担金の減額相当分について、一般会計等による所要の財源措置を講じられたい旨という、そういう予算編成通知が載せてありますが、こうしたことは、我々加入者にとっては本当に国がそういうふうにしなさいということで、講じられたいというふうに言ってるわけありますので、生かさせていただきたいと思えますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

当町には当町の財政事情がございます。現状どおり執行していきたいというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 当町の財政事情ということではありますが、それは町側の受けとめでありまして、私たちはそれこそ所得の2割を占めるほどの保険税に泣いているわけでありまして、やっぱり町長はこういう大変な皆が困ってる時期でありますので、その住民の立場に立ってできる限りのそういう努力ですか、そういう姿勢がなかったらだめなんではないですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御質問、御趣旨よくわかってるんですが、この国保保険者以外にも町民でして、全般考えての答弁であります。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 先ほども、冒頭にも言いましたように、今国保というのはほんまに限られた職種というか、人たちが加入しているそういう国保ではなくて、無職とか、それこそ派遣切り、リストラにあった人とかそういう方たちがたくさん入ってきておられまして、特定の人々のそういう保険制度ではなくなっておりますし、また自分たちの親もその国保に、財産なんかありましたら扶養にもならないということもありますので、親も加入したりしておりますし、去年の予算議会ですか、町の職員さんの保険税、年間所得200万円の保険税を聞いたときには、おおむね年間16万5,000円の保険だというふうに答えておられるんですね。同じように200万円で比較した場合、国保でしたら38万円もなるということで、本当に高い保険税になっていて、それこそ公平の立場からもこうしたところに支援をして、国も認めている補助金のそういう財政、一般会計からの繰り入れですので、ぜひとも来年度、また保険税決めていくということになるので、補正を組んででもやっぱりするべきではないですか、経済対策としても。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

国保だけでそうした措置が、私はいろんな方が国保に入っていらっしゃるといことも承知してありますが、国保だけでいろんな対策が十分にできるというふうに考えておりません。全般でそうしたことを考えていきたいというのが私の考えであります。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） ぜひと命と暮らしのかかったこういう医療保険制度でありますので、もう崩壊寸前というようなところにもなっておりますので、ぜひと検討していただいて、住民の立場に立ち切っていただく、そのことを求めておきたいと思います。

次に、国保財政の安定化ということで、保険者の再編など抜本的な改革を、財政が厳しい国保財政であるのでということで、町村会を通じて国に言っているとの答弁を町長はされてきておりますけれども、民主党政権は保険基盤の安定化と称して都道府県単位の国保の一元化、これを促進しております。国保会計が赤字になったのは、国の負担がどんどん減ったからでありまして、国の責任をあいまいにしたままではうまくいかないではありませんか。

また、後期高齢者医療では医療給付に、京都府下では20%の乖離がある、医療費の給付費について各自治体で20%の乖離があるということで、本町も医療費は余り使っていないということで、6年間の激変緩和措置の対象となっている自治体であります。そういう状況を考えたときに、京都府下一高い京都市などと保険料の統一がされて私たちの負担がどうなるのか、財政がどうなるのか、こうした問題も大きく課題となってくるのではないかと考えておりますが、その点はどのように分析をされているのかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

まず、都道府県単位の国保の一元化に向けた本町独自の分析等はまず行っておりません。京都府おきましては、平成21年度にあんしん医療制度研究会を設けられ、疾病行動と患者の受診行動、市町村国保の現状と今後の国保の運営主体のあり方など、将来的な一元化も視野に入れた研究がなされたところでございます。

現在の市町村単位での国保運営は、本町に限らず非常に厳しい状況でありますので、新しい高齢者医療制度の創設も含め、今後の国や府の動向を注視するとともに、市町村の現状を訴えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 広域化、一元化につきましては、後期高齢者医療制度のように広域連合になりますと、本当に私たちの身近なところから会計というのが見えなくなってしまうので、これは真剣に考えていくべきだと思いますし、よくない方向に進んでいくのではないかと私の見解も述べさせていただきます。真剣に考えていただきたいと思います。

それから、2番目に暮らし支援についてお聞きをいたします。

まず1点目、3月もお尋ねしたものでありますが、就学援助についてお尋ねをいたします。  
一昨年から厳しい経済状況、雇用状況が続いており、町民の暮らしをどう守るのか、このことが町政に問われています。雇用の確保や仕事おこしは最優先の課題であります。

それとあわせて、暮らしを守る、支援するということでは、今ある制度を積極的に活用していく、充実させていく、こうした視点も重要であります。制度が有効に活用されているかどうか問われています。

私、就学援助制度の活用状況を調べてみましたが、決算を見て調べてみましたが、毎年ほとんど変わりがないと見ました。今の経済状況からすれば、もっと活用が図られるべきではないかと考えます。

まず、周知についてどういう徹底の仕方をされているのか伺います。

また、適用基準についても生活困窮の目安となる所得基準を示し、適用基準の緩和を検討してはどうかと考えますが、お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

就学援助制度の周知につきましては、町のホームページを初め、保護者に対しましては入学説明会にて制度の概要を配布し、説明を行っております。あわせて、在校生の保護者全員に制度の概要の配布をしております。さらに、各家庭訪問時に個別で説明をしている学校もあつたりしております。

また、小・中学校とも転入生や家庭状況の変化等による保護者からの相談は、随時受け付けているところであります。

今後とも広報等の活用など、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、適用基準であります。京丹波町要保護及び準要保護児童生徒の認定規定に基づいて認定をいたしております。児童生徒の保護者などが属する世帯の収入額と生活保護法の基準の例によって、測定した世帯の需要額の割合による支弁基準は設けていないところでありますが、認定の基準の選定肢の一つとして、いましばらく研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 周知の徹底の仕方については、全員子供を通じて制度の配布をしているということですが、もう一度確認いたしますが、文書で子供たちにチラシを持って帰っていただいているということになっているのでしょうか。

それと、例えば所得基準を示していないということではありますが、例えば亀岡では基準を、母と子の世帯では227万8,000円、父母と子2人では333万6,000円と所得基準を示しております。宮津では、父母と子2人では288万7,716円というように基準を示しております。

本町は、住民税非課税ということになっておりますので、生活困窮の目安が非課税となっておりますので、母と子2人であれば72万8,000円以下になりますし、扶養3人でも128万8,000円であります。こうした非課税の範囲というのを対象を広げて今検討させていただきたいというふうにおっしゃられましたけれども、私も何回も教育次長と話した経過があるんですが、ぜひともこれはもっと活用の幅が広がるように検討をしていただきたい、このように思っております。積極的にこういうある制度を活用させていくことと、充実をさせていくことが大切だと思っておりますので、早い時期に検討していただき、示していただきたいと思っております。

次に2点目、固定資産税の減免を申請をされた方がありますが、納期限が過ぎても、それに対しての結果が来ないとの声を聞きました。申請者の立場に立った親切な対応が必要ではないかと考えます。減免の申請は、納期限前の7日までとなっておりますが、審査はどういう手順で行われているのかお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

減免の申し出があった際には、特に特殊な事情の場合については検討や調査、判断に時間を要することを申請者の方に説明し、御理解いただくように努めております。

今後とも十分に御理解いただけるように、住民目線に立った対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、審査結果が出ないまま納期限が過ぎたことにつきましては、減免すべき事由発生の日により判断いたしますので、減免すべき事由が発生した日以降の税額が減免されることとなります。

また、減免の基準につきましては、税目ごとに定めているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 今、理解を得てるというふうにお聞きいたしましたけれども、何も待ってても来ないということで、通り一遍の文書が通知として来たということでありました。これは不十分ではないかと思っております。一体どういう基準で審査をされたのか、生保の

そういう程度でないのでだめだというようなそういう理由が書いてありましたけど、困っている、担税力が全然ないので免除申請しているのもありまして、もっと親切に聞かなくては内容がわからないのではなかったのではないのでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうだと思います。担当課からちょっと答弁させます。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） 私のほうから回答させていただきますが、まず基準につきましては減免規則等がございまして、それに照らし合わせて判断をさせていただいておりますが、今もありましたように担税力の問題で調査に時間が大変かかりますので、申請に来られた場合には、時間がかかりますのでという御理解いただきますようお願いはしているところでございます。

また、通知につきましても文書のみでなく、御本人さんには口頭なり、電話なりで御連絡を差し上げて御理解いただくようには努めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 判断の基準がどうかと、生活が著しく困難になった場合、これに準ずると認める場合とありますが、この判断の基準というのが大変わかりにくい、何ぼ探しても払うお金がないという状況でありますので、そこら辺のことが把握していただけているのかどうか、病院にも行けないとか、食べるものも節約しているという状況でありますので、そういうところについてどう受けとめていただいたのかということが1点あります。

また、こういう審査というのは、どこで、どういうメンバーでやっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） ただいまの担税力の問題でございまして、特に今回のケースは固定資産税の減免でございまして、固定資産税につきましては、いわゆる担税力の規定はございませんでして、いわゆる生活保護法の基準で判断をいたしております。

また、判断をいたしておりますのは、各担当なり、税務課のほうで基準等に、条例等に照らし合わせて検討をさせていただいて、調査をさせていただいております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） そうしたら、却下された人たちには救済措置というのはあと何が残されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） いわゆる税の減免という措置はできませんけれども、納付猶予、生活困窮から復帰されるといいますか、担税力が回復するまで納付猶予をするとの措置があると考えております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それでは次に、税機構についてお尋ねをいたします。

3月には、町による納税催告や移管予告がされ、4月1日から税機構で本格的な業務が開始されました。

まず、税機構送りになった案件の件数、実人数、世帯数、滞納額についてお伺いいたします。

また、滞納者の平均所得はどういう状況か、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

京都地方税機構への移管事案の件数、実人数につきましては、納税義務者数で1,845人、滞納額については滞納税額4億38万3,033円となっております。

なお、世帯数については、データを世帯別には管理しておりませんので、把握できておりません。

もう一つ、滞納者につきましては、町内の個人の方だけではありません。法人や町外の方も多く含まれており、滞納者の所得を把握することは極めて難しいことであり、滞納者の平均所得の状況については把握できてないのが現状であります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 移管案件について、改めてどんな基準で税機構へ送っているのか、基準なく納期が過ぎたら自動的に全部送っているのか、分納案件、相談案件など町で対応しているものもあるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） まず、最初の移管案件につきましてはですが、前回にもお答えしたと思っておりますが、納期限が過ぎ、督促状を発行し、それでもなおかつ納付されない滞納事案案件すべてについて移管をいたしております。

移管基準といいますか、分納なり、分納誓約等につきましても、計画書も含めて機構のほうに移管いたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） ちょっと改めて確認しておきますが、国保税でしたら12回払いですが、滞納納付期間を過ぎれば、1回ごとに機構送りにしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、自治体によっては、年度内の分納については送らず、町で対応してるというところもあるんですが、京丹波町は皆現年度分の分納についても送っているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） ただいまの移管件数の中は4月1日現在でございまして、いわゆる21年度の年度末で一たん滞納となったものを移管したものをすべて移管いたしております。

22年度の現年度で4月、5月がもう既に過ぎましたが、督促を発送し、納付のないものにつきましても、データといいますか、金額としては情報を毎月ごとに税機構のほうに連絡をいたしております。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 先ほど徴収猶予とか、そういうこともありましたが、滞納の取り扱いは地方税法に従って運用されるのか、また公売や差し押さえはどんな場合に行われるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） 滞納の取り扱いにつきましては、滞納整理につきましても、地方税法並びに国税徴収法などの法律に基づいて行うものでございますが、その中には個々の生活や経済状況、財産の状況等を調査し、納税の猶予措置などを講ずると実態に応じた措置をとるよとということも法律で定められております。特に、滞納整理につきましても十分な調査を行い、慎重かつ厳正に職務を執行しなければならないというように考えております。

その中で公売や差し押さえにつきましては、法的には督促状を発した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、財産を差し押さえなければならないというようになっておりますが、現実的には納税の催告や納税相談を行いまして、生活状況なり、財産状況を勘案して、納税義務の履行を前提に納税猶予の措置などを講ずることがほとんどでございまして、換価可能な財産があるにもかかわらず納税をされない場合、十分に実態を調査した上で、差し押さえなどの滞納処分を行っております。

なお、税機構におきましても、滞納処分に考え方につきましては、基本的に同じことだということのように考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 4番目に、ケーブルテレビ事業についてお尋ねをいたします。

まず、国の施策により、23年7月24日までに現在のアナログ放送が終了をいたします。それに伴い、地上デジタル放送が開始をされますが、デジタル電波を受信するための対策として、町はケーブルテレビを整備し、加入を促進をしてきているところであります。来年、アナログ放送が終了してもテレビが見られない、こういう住民が生まれないようにする責任があります。

そこで、現在の加入申し込みの状況について、また非加入者に対しては、どのように把握をしているのかお尋ねをします

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

加入申し込み状況につきましては、平成22年5月末現在で加入件数が3,818件で、丹波地区2,443件、和知地区1,375件となっております。

加入率で申し上げますと、計画件数4,000件に対しまして95%となっております。

これまで加入促進に向け、町広報紙への掲載、案内チラシやパンフレット、加入申し込み案内の全戸配布、各地区での説明会や巡回受け付けなどを行ってまいりました。また、各区区長様にも加入促進啓発に御尽力いただき、多くの方に御加入いただいている状況であります。

今後におきましても一層の加入促進に向け、関係機関に御協力をいただきながら、未加入者様への啓発を続けていくことといたしております。

しかしながら、加入につきましては任意加入ですので、加入の意志に基づき契約、約款等に御同意いただき、申し込みをいただくこととしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 5%の方が未加入ということですが、いろいろと理由があって加入できないという状況もあるかと思いますが、そういうやっぱり実態把握もしていただいて、見ない、入らないというそういうのであれば別ですが、経済的な問題とかいろいろな理由で加入できないということでありましたら、町の支援が必要でありますので、実態把握を引

き続いてやっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、本町ではほとんどの地域がテレビ難視聴地域でありまして、NHKか自主のいずれかの共聴施設に加入をしているところであります。ケーブルテレビ加入後は施設の撤去が必要となりますが、NHKの共聴施設につきましては組合への助成もありまして、NHKの責任で撤去がされるということになると思っております。放送があまねく受信できるように努める責任を持つNHKが、自主共聴施設の整備についてもデジタル化改修工事に要した費用の一部を助成しているところであります。自主共聴施設についても無償、あるいはまた助成という形になってもあれですが、撤去がされるべきではないかと考えますが、見解を伺いっておきます

また、5%の未加入の方の加入促進対策として、さらに宅内工事が加入と同時に促進できるように、宅内工事への助成も検討してはどうかと思っております、見解をお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

今後、ケーブルテレビへの御加入により、その代替になることで現在の管理運営はまず必要がなくなります。撤去費用については、共聴組合の資産としてこれまで御活用いただき、それぞれの資産廃止撤去については、NHKや各共聴組合などをお願いしたいと考えております。

また、テレビ配線や通信配線の宅内配線工事についても、それぞれの加入者様の資産となりますことから、加入者様でお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） それぞれ共聴施設は組合の資産ということでありましたが、今回のデジタル化に伴い、こういう工事、改修が必要になってきてるわけでありまして、これは国の施策によって改修が必要になってきたのでありまして、資産といわれましても、ケーブルテレビができますと、廃棄するのみの本当にそういう処分しなければならないということになりますので、やっぱりNHKも自主共聴につきましても補助をつくっているわけでありまして、町としてはNHKに自主共聴施設に対するそういうものも事業の導入というか、そういうようなのは言われたのでありましょうか。その点についてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、詳細については担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの御質問でありますけれども、私どものほうにも当然NHKのほうから施設の廃止に伴います関係につきましてはお話をいただいているところでございますけれども、基本的にNHKの施設でもって視聴をされていらっしゃる部分につきましては、当然NHKのほうで負担をするということでございますが、それ以外の部分につきましては、各共聴組合等のほうでお世話になりたいというような形での御説明等を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） NHKの姿勢はお聞きいたしましたけれども、やはり国の施策によってこういうことになっているのでありますので、そもそもNHKの共聴が対象になって、自主共聴が対象にならないというのは、公平性の観点から言ってもおかしいのではないかというふうに思っております。

町がケーブルテレビを早々に立ち上げたいということが一つは原因となっていることもあるかと思いますが、せっかくNHKが自主共聴にもこういう事業をおこなっているのでありますので、大変残念であります。財政厳しいといいながら、こういう結果になっているということは残念であります。どうしてもだめなのか、もう一回お聞きをしておきます。

それから、次にテレビやチューナーなどデジタル放送対応の受信機についてであります。国は普及率が上昇したと発表いたしておりますが、経済的負担が大きく大変だというのが実態であります。

そういう中で、生活保護世帯に対しましては、国がチューナーの配布を決めています。しかし、国の対象にならない世帯でも、加入金問題や宅内の工事の費用などの問題でいろいろと困難を抱えているところもあるのではないのでしょうか。低所得者対策として、町独自でもチューナーの配布など取り組みを進めていくという考えはないのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

さっきの件については、やっぱり個人の資産になりますので、それぞれの共聴組合等でお願いをまずしたいと思っております。

地上デジタルチューナー支援については、生活保護世帯や障害のある方がおられる世帯で、かつその世帯全員が市町村民税非課税の世帯、社会福祉施設に入所して、自らテレビを持ち

込んでいる世帯であって、NHKの放送受信料が免除されている世帯が対象となります。

本町においても一定の基準を設け、加入分担金や利用料の減免措置を行っているところであり、これ以上の独自施策は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） 考えていないということではありますが、生活保護の施策を利用しなくても頑張っている、そういう方たちもあるわけでありますので、やはりしっかりと実態も把握していただいて、こういうことこそ力を入れるべき、いろいろと緊急放送などのそういう面での活用ができるというふうに促進のところにも書いておるわけでありますので、経済的理由で加入できないという、利用できないという、そういうところに移らないと見られないということのないようにするべきではないか、低所得者、一番困っている人たちの立場に立つそういう姿勢について答弁を求めておきたいと思っております。

それから、最後になりますが、長生園の2,900万円の不明金事件についてお尋ねをいたします。

長生園は、事務職員の方が3,000万円を横領したとして告発し、また3,000万円を賠償せよとして民事裁判を起し、刑事・民事裁判が8年にわたって行われました。そして、2007年12月に民事裁判が終結をいたしました。裁判では、約2,900万円余りの不明金は事務職員以外の責任を認定しております。また、判決は「長生園の不明瞭な経理責任の中で不明金が発生した可能性が存在することも否定できない」と述べております。しかし、長生園は、判決文が指摘した問題点や疑惑、これを調査せず、検討せず、不明金2,900万円余りを特別損失として会計処理をして、事務職員の方にすべての責任を押しつけて幕引きを図りました。1人の人間を横領犯人として告発し、裁判まで起こしたのでありますので、裁判で浮かび上がった問題点や疑惑を徹底解明して、真実が明らかになるまで努力する社会的道義的責任を長生園は負っているのではないかと考えております。

町長は、住民の福祉と幸せ、これを担う立場にあります。住民の基本的な人権を守る責務も持っております。長生園の理事としてついでにいただいていると思っておりますが、真相解明の尽力について見解をお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 長生園のことからお答えをしておきます。

長生園の理事ではないんです。今、おっしゃってるような事実解明は、長生園自らははたらきよいとしたいと思います、私は。顧問になってくれということで、顧問になったんですが、理

事会に出席してくれということで同席もしてありますが、賛成とか、反対とかいう意思表示も全く求められません、顧問は。多分そういう責任もないんだと思うんですね。理事であっても、これ一たん議決したことは、私が一理事として調査する能力は正直申し上げてありません、私には。とりわけ顧問ということで、何も相談もありませんので、いろいろ顧問やから指導せんなんですけど、指導したこともありません。そうした事実であります。

以上、答弁としておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 先ほど生活保護世帯等に対します支援の関係でございましてけれども、先ほども答弁の中で町長が申しあげましたように、一定町におきましても独自施策といえますか、減免等をもって加入者の促進等にも努めているところでございまして、さらなる支援という意味では、現在のところ対応をしないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東まさ子君。

○8番（東まさ子君） ケーブルテレビであります、今答弁いただきました。

NHK自主共聴の場合は、大変大きな問題もあると思っておりますので、無理というか、そういう町の見解もわかりますが、資産というのは大変おかしいですね。もう本当に廃棄物、それは資産ではありますけれども、廃棄物になるわけでありまして、やっぱりそういうところはしっかりと支えていくという立場も必要ではないかということをおきたいと思えますし、あとチューナーとかそういう問題につきまして、補助ですね、そういう問題につきましては、国保から一貫してここまで町長の答弁を求めてきたわけでありましてけれども、弱者に対する姿勢が欠落しているのではないかなというふうに思っておりますので、指摘をさせていただきます。ぜひとも弱者の立場で、今後頑張ってくださいと思っております。

以上、終わります。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時30分